

北上市ごみ処理基本計画

令和3年度～令和12年度（第三次計画）

めざせ!!ごみゼロのまち★きたかみ

一人ひとりの行動が持続可能な未来をつくる

あなたの捨てたプラスチックが海を汚しています

きみのいらぬいもの
ぼくらだつていらない

魚たちが困っています

やめよう！ポイ捨て
減らそう！使い捨てプラスチック

令和3（2021）年3月
北上市

はじめに



地球上にあるエネルギー・資源を使った経済活動や消費行動は、地球温暖化や気候変動、環境汚染、限りある資源の枯渇など、極めて深刻な問題をもたらしています。

国では、平成 12（2000）年に循環型社会形成推進基本法を制定するなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる循環型社会の形成を推進しています。

本市においては、ごみの減量とリサイクル推進のため、ごみの再資源化の促進や家庭ごみ手数料化を実施し、ごみに対する住民意識の啓発に努めてきたほか、平成23（2011）年に策定した北上市ごみ処理基本計画では循環型社会の形成をめざし、市民、事業者、行政の役割を明確にながら、発生抑制、再使用、再生利用の3Rの取組を協働により推進してきました。

この間、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択し、世界が一丸となって環境保全に取り組まなければならないことを再認識させ、海洋プラスチックや食品ロスの削減だけでなく、気候変動に密接に関わるとされる災害発生時の廃棄物への対策等、さらなるごみの減量や適正処理が求められるようになりました。

このような中、多様化する廃棄物問題に対応し効果的な施策を展開するため、この度、第3次となる北上市ごみ処理基本計画を策定しました。

本計画は、持続可能な社会を実現するため、これまでの「3R」に、不要な物を断るリフューズを加えた「4R」により、市民、事業者、行政が協働でごみ減量に一層取り組むことを基本とし、廃棄物の適正な処理に関する指針となるものです。

今後は、本計画をもとに、さらなるごみの減量と適正処理を進めて参りますので、市民、事業者の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、意識調査を始めとして貴重な御意見や御提言をいただきました市民、事業者の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

北上市長 八重樫 浩文

目 次

第 1 章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画対象の地域と廃棄物.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の名称とビジョン.....	4
第 2 章 北上市の地域特性.....	5
1 自然特性.....	5
2 社会特性.....	6
第 3 章 ごみ処理の現状.....	10
1 ごみ処理の流れ.....	10
2 ごみ処理の取組.....	11
3 ごみ量等の実績.....	11
4 ごみの実態調査.....	15
5 収集運搬の現状.....	17
6 中間処理の現状.....	19
7 最終処分の現状.....	21
8 ごみ処理に係る経費.....	22
9 家庭ごみ手数料.....	24
第 4 章 計画の目標と施策.....	27
1 施策等の実施状況.....	27
2 目標の達成状況.....	28
3 課題.....	30
第 5 章 基本方針と目標.....	31
1 施策の基本方針.....	31
2 目標設定の考え方.....	31
3 数値目標.....	33
第 6 章 目標達成のための施策の展開.....	36
基本方針 1 市民、事業者、行政の協働によるごみ減量	
1 食品廃棄物の減量・リサイクル.....	36

2	使い捨てプラスチックの削減.....	37
3	4Rの徹底.....	37
基本方針2 分別の徹底と資源化		
1	市民へのごみの分別指導・周知.....	38
2	事業系ごみの適正処理.....	39
3	ごみ分別アプリの普及拡大.....	39
4	資源化の推進.....	40
基本方針3 適正で効率的なごみ処理体制の構築		
1	収集体制、施設整備の検討.....	40
2	不法投棄防止対策.....	42
3	災害時のごみ処理体制の整備.....	42
第7章 計画推進.....		43

■資料編

資料1	家庭ごみ手数料化.....	45
資料2	S D G s	47
資料3	清掃施設.....	48
資料4	県内14市におけるリサイクル率及び 一人1日当たりのごみ排出量.....	52
資料5	国、県の計画.....	53
資料6	法令及び用語解説.....	56

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

北上市では、平成23（2011）年3月に策定し、その後の社会情勢の変化を踏まえ平成29（2017）年3月に改訂した「北上市ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という。）における目標を達成するため、市民・事業者・市が協働し循環型社会の形成に向け、ごみの減量と資源化に取り組んできました。

しかしながら、世帯数や事業所数の増加等に伴いごみ排出量が増えており、その目標の達成が難しい状況にあります。

国は、平成27（2015）年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」の考え方を取り入れた計画として、平成30（2018）年6月に『第四次循環型社会形成推進基本計画』を策定しました。さらに、令和元（2019）年5月に『プラスチック資源循環戦略』を策定、同年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたほか、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、令和7年2月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改定され、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されるなど、循環型社会形成に向けて、国の動向は変化し続けています。

また、岩手県は、「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」において、徹底的な資源循環の推進、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保、廃棄物の適正処理の徹底等による循環型社会を目指すこととしています。

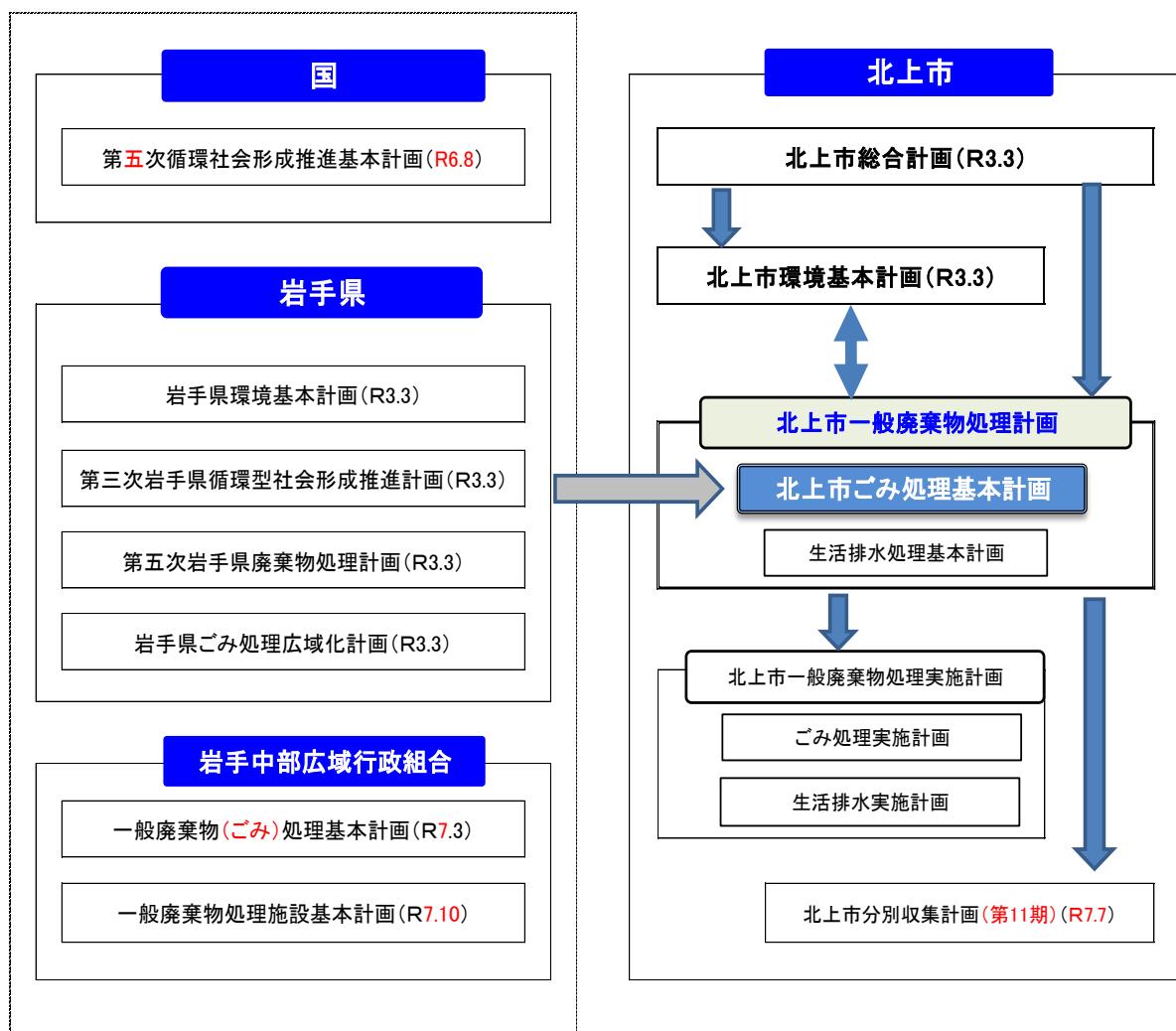
市は、これら廃棄物を取り巻く状況と本市のごみ処理の現状や課題を踏まえ、持続可能な循環型社会をめざす施策を推進し目標を達成するため、新たに「北上市ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置付け

1 本市における計画の体系

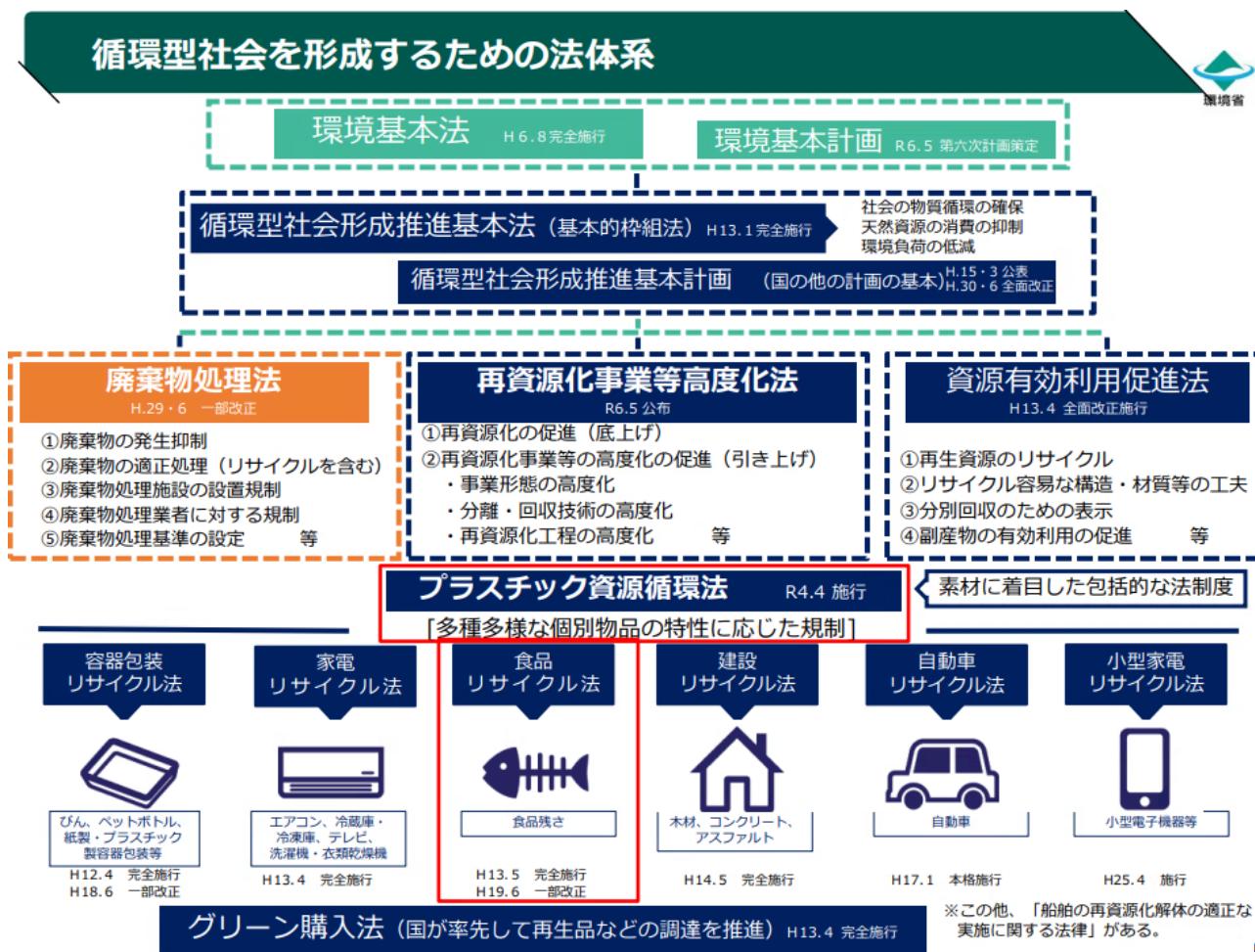
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき策定するものであり、本市の一般廃棄物処理の基本方針となります。

本計画の策定に際し、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28（2016）年9月）に準拠し、北上市総合計画、北上市環境基本計画などの上位計画や国・県の関連計画などと整合を図るものとします。



2 循環型社会形成のための法体系

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用と適正な処分、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減が図られる循環型社会形成のために廃棄物処理法のほかにも多くの法律が整備されています。



出展：環境省資料

第3節 計画対象の地域と廃棄物

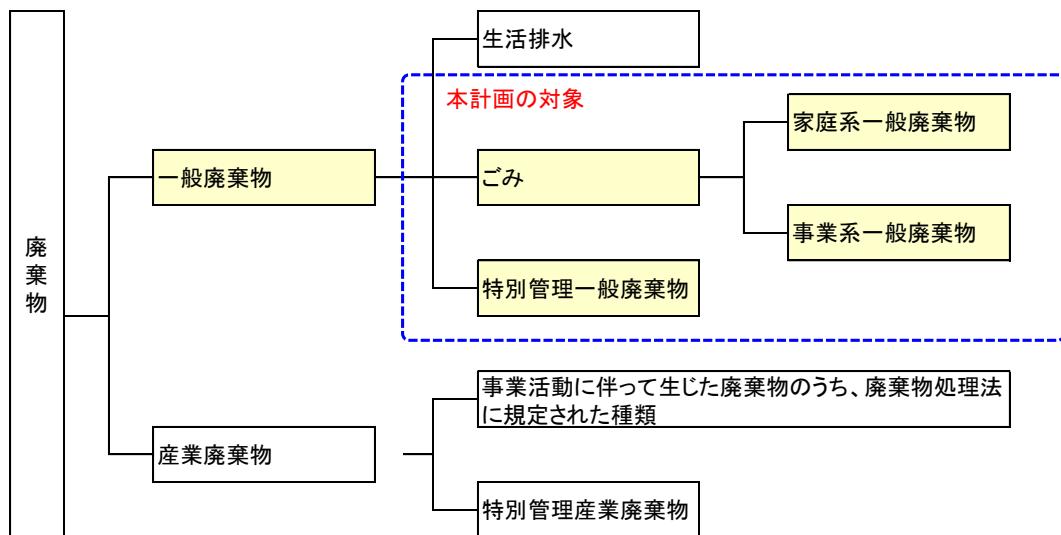
1 対象の地域

本計画は、北上市全域を対象とします。

2 対象の廃棄物

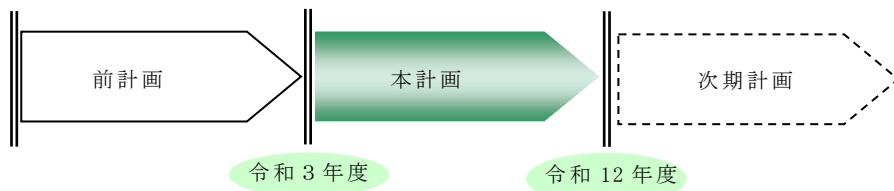
本計画は、市内から発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法第6条の2の規定による市に処理責任のある一般廃棄物を対象とします。

図1-3-2 対象の廃棄物



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度（2021～2030年度）の10年間とします。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行います。



第5節 計画の名称とビジョン

1 計画の名称

ごみゼロ社会の実現をめざして、市民・事業者・市が協働し4Rの取り組みによる循環型社会の形成が必要であるため、前計画と同様に「めざせ!!ごみゼロのまち☆きたかみ」をサブタイトルとし、取り組みを進めます。

「めざせ!!ごみゼロのまち☆きたかみ」

2 ビジョン

2030年までの目標であるSDGsの理念と本計画の施策の方針を合わせ、市民・事業者・市が目指すべき行動計画としてのビジョンを次のとおり定めます。

<ビジョン>

「一人ひとりの行動が持続可能な未来をつくる」

第2章 北上市の地域特性

第1節 自然特性

1 位置・地勢

北上市は、岩手県の南西部、北上平野の中ほどに位置し、東西 38km、南北 34km で総面積 437.55km² の市域を有しています。

東部には北上高地、西部には奥羽山脈が連なり、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となっているなど、緑豊かな自然に囲まれています。

両山地の中間に広がる平野部では、市域を南流する北上川に秋田県境付近から東に流れる和賀川が合流し、豊かな水源と肥沃な土壌に恵まれた田園地帯と市街地及び工業団地が開けています。

標高は、平野部で約 50～200m、東部の丘陵地では約 200～400m、西部の丘陵地では約 290～1300m となっています。

2 地形・地質

本市の地形・地質は、中央部の北上平野、東部の北上高地及び西部の奥羽山脈とで特徴づけられます。

中央部の北上平野は、北上川及び和賀川流域の自然堤防とその周辺の北上川低地や和賀川低地の南北に位置する尻平川扇状地及び夏油川扇状地からなり、砂・礫・泥またはロームの段丘堆積物や扇状地堆積物が広く分布しています。

東側の北上高地は、小起伏山地とその南に大起伏丘陵地が広がり、集塊岩及び凝灰角礫岩が広く分布しているほか、所々に砂礫・砂岩・泥岩・珪岩質岩石の互層がみられます。

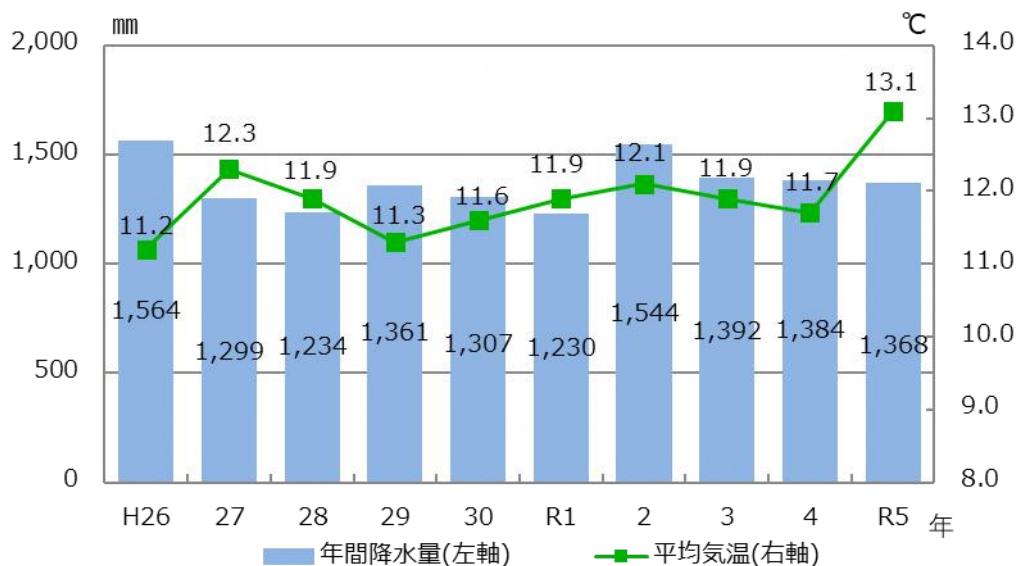
また、西側の奥羽山脈は、大起伏山地、中起伏山地や火山性の中起伏火山地からなる険しく起伏の大きい山地となっており、集塊岩及び凝灰角礫岩が広く分布しているほか、凝灰石・凝灰角礫岩・シルト岩・泥岩・礫岩の互層などの固結堆積物が東縁部に沿って分布しています。

3 気候

本市の気候は、東日本の太平洋側の気候区に属しており、奥羽山脈と北上高地に挟まれ、気温の日較差や年較差が大きいなど、内陸性気候の特徴を呈しています。

また、日本海側の気候の影響も受けやすく、冬季は積雪量も比較的多い地域となっています。

北上市の平均気温及び降水量（平成26年～令和5年）



資料：令和5年版北上市統計書

第2節 社会特性

1 人口・世帯数

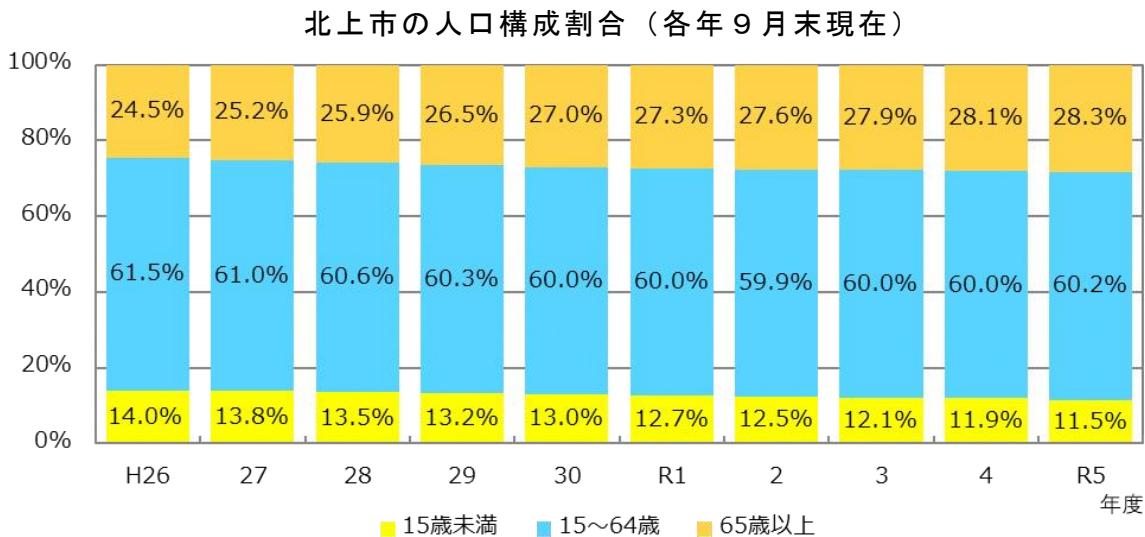
本市の人口は、令和5年10月1日時点で92,480人、世帯数は41,327世帯で、県内第5位の人口規模となっています。

人口構成の推移を見ると、年少人口（0～14歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行していることが伺えます。

北上市の人口と世帯数の推移（各年10月1日現在）



資料：令和5年版北上市統計書



資料：令和5年版北上市統計書

2 土地利用

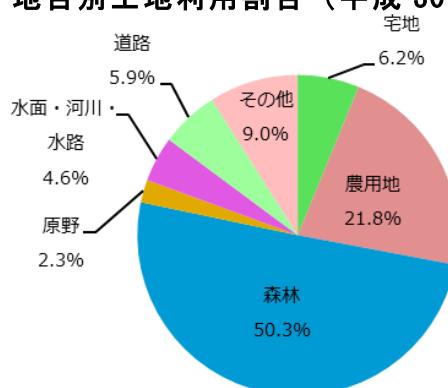
本市の土地利用の状況は、市域（総面積437.55km²）の約半分（50.2%）を森林が占め、約2割が農地（21.3%）となっています。

市街地は国道4号に沿って南北に伸び、西部の平坦部や東部の丘陵地帯には農業集落が形成されています。

市内各所には北上工業団地をはじめとした工業団地が整備されており、住居系、農業系、工業系の土地利用が近接、混在しています。

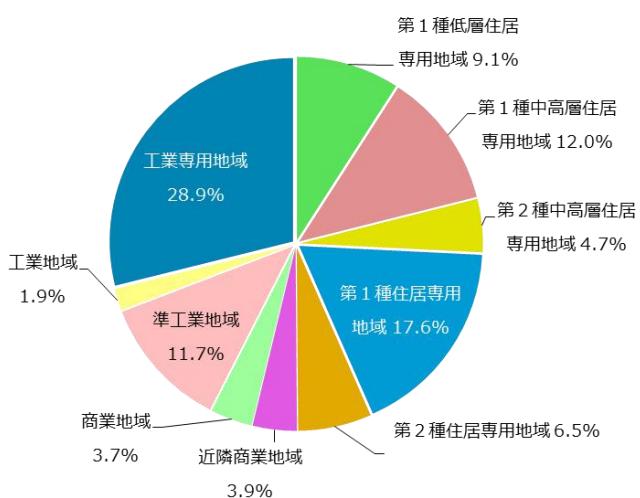
また、令和6年度現在、市域の約6割が都市計画区域で、うち用途地域が2,362haとなっています。用途地域の内訳としては、49.8%が住居系用途となっています。また、令和6年度現在、市域の約5割が農業振興地域として指定されており、うち農用地区域が8,246ha、農振白地区域が14,555haとなっています。市の中心市街地では空き店舗が目立つなど空洞化が見られる一方で、郊外では大規模小売店の進出等により市街化が進み、自然環境の破壊や農地の減少などが懸念されており、適切な規制・誘導による計画的な土地利用が求められます。

地目別土地利用割合（平成30年度）



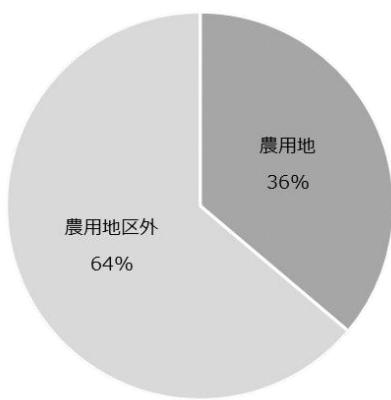
資料：北上市国土利用計画

都市計画用途地域割合（令和7年度）



資料：令和7年度北上市の概要

農業振興地域割合（令和5年度末）



資料：令和6年度版農業振興地域の概要（岩手県）

3 産業

就業者の総数は、平成22年の国勢調査までは減少傾向で推移してきましたが、平成27年の国勢調査では増加に転じました。その後、令和2年の国勢調査で再び減少に転じています。

令和2年の国勢調査における産業3部門別の就業者数は、第3次産業の比率が最も高く56.2%、ついで第2次産業が36.5%、第1次産業が5.7%となっており、第3次産業の比率が増大する一方で第1次産業の比率が減少傾向にあります。

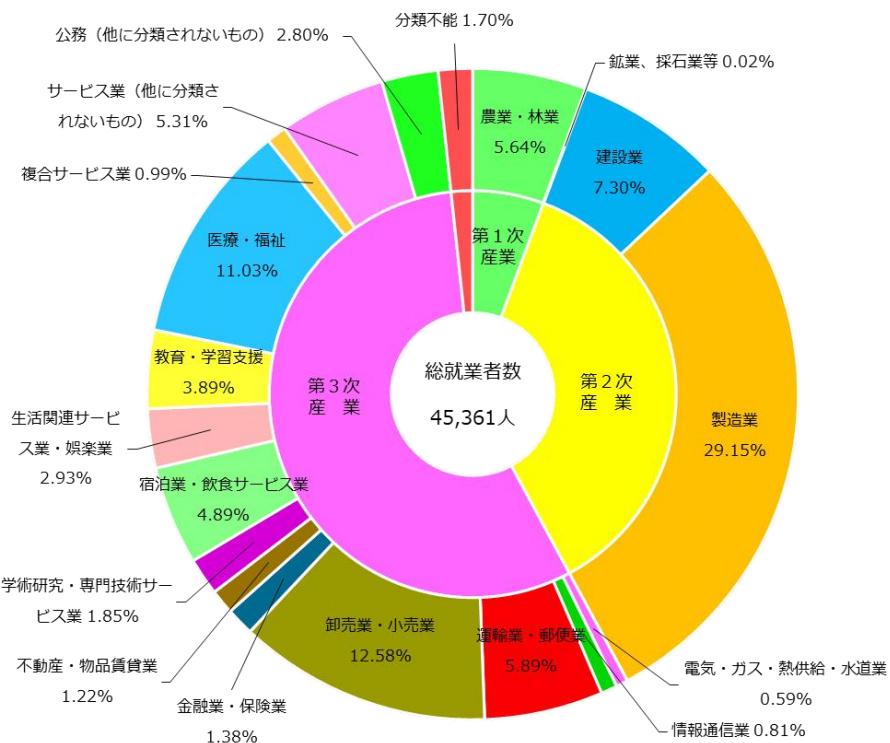
また、産業大分類別でみると、製造業の就業者比率が29.1%で、岩手県全体の比率（15.3%）に比べると高く、工業都市である本市の大きな特徴となっています。

産業別就業者数



資料：令和7年度北上市の概要

産業大分類別就業者数の内訳（令和2年度）



資料：国勢調査

4 交通

本市は、古くから交通の要衝として栄えてきた地域です。国道4号及びJR東北本線が市域を南北に貫き、国道107号、JR北上線が東西に走っています。

さらに、東北新幹線（昭和57（1982）年開業）、東北縦貫自動車道（昭和52（1977）年開通）や東北横断自動車道釜石秋田線（平成9（1997）年開通）など高速交通体系が整備され「北東北の十字路」となっています。

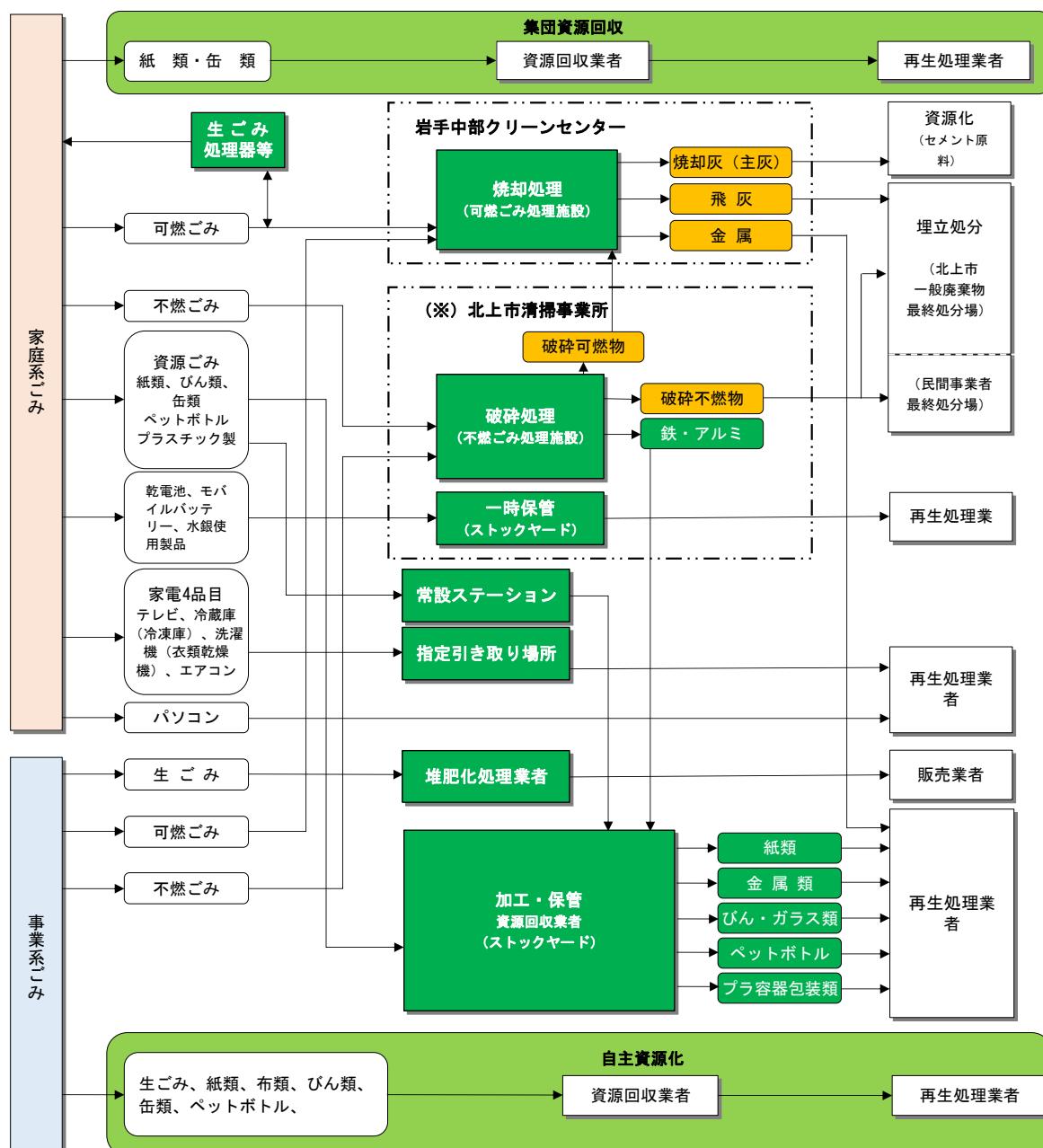


第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の流れ

市から排出されたごみは下図に示す流れで処理しています。

図3-1-1 北上市ごみ処理の流れ（令和7年度末時点）



(※1) 岩手中部広域行政組合で不燃ごみを広域処理に向けた検討が進められています。

(※2) 令和4年5月～令和8年3月の破碎不燃物については、民間事業者の最終処分場に埋立処分しています。

第2節 ごみ処理の取組

これまでの主なごみ減量・リサイクル推進に向けた取組は次のとおりです。

平成 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量検討委員会開催（公募） ・資源ごみの分別収集の開始・集団資源回収の推進・ごみ袋の透明化
平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区で資源ごみの分別収集開始（びん・缶・PET・トレイ）
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・全域、資源ごみの分別収集開始（　　〃　　）
平成 8 年	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別品目の拡大（紙類、布類）
平成 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・市ごみ指定袋制を導入（4月・完全実施10月）
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別品目拡大（プラスチック製容器包装類）
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系資源ごみの市清掃事業所への搬入規制実施
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・市ごみ減量専任指導員設置
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ処理手数料の改定（7月）（90円/10kg→130円/10kg） ・家庭ごみ手数料化実施（12月）手数料袋（4種）、手数料シール ・資源ごみ常設ステーション（4カ所）を開設
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグキャンペーンの開始
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電、衣類等の拠点回収開始
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手中部クリーンセンター稼働 ・ごみ分別アプリ配信開始 ・集団資源回収品目の拡大（衣類）
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀体温計の拠点回収を開始
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・3010運動啓発開始 ・外国語版ごみ分別ポスター作成（英語、中国語、ベトナム語）
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語版ごみ分別ポスター作成（韓国語、ポルトガル語） ・家庭ごみ手数料袋の原材料に植物由来原料を10%配合
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化に合わせ、市内コンビニ全店舗と協力し、海洋プラスチックごみ問題の啓発を実施（プラスチックごみ削減7.1行動） ・家庭系食品ロスの実態調査を実施
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグキャンペーンの実施（ユニバース北上花園町店）
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」の導入 ・家庭用パソコン等の無料宅配回収を行っている事業所と協定締結 ・危険ごみ及び製品プラスチックの試行回収の実施
令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ごみ及び製品プラスチックの試行回収の実施
令和 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」の多言語化 (英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語)

第3節 ごみ量等の実績

1 ごみ総量

ごみ総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ）は、令和2年度から令和6年度にかけて4.8%減少しております、一人一日当たりのごみ量は3.4%減少しています。

表 3-3-1-1 ごみ総量の推移

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ごみ総量（トン）	22,408	22,641	22,496	21,623	21,322
家庭系ごみ（トン）	14,371	14,431	14,306	13,405	13,277
事業系ごみ（トン）	8,037	8,211	8,190	8,218	8,046
9月末時点人口（人）	92,368	92,506	92,244	91,694	91,118

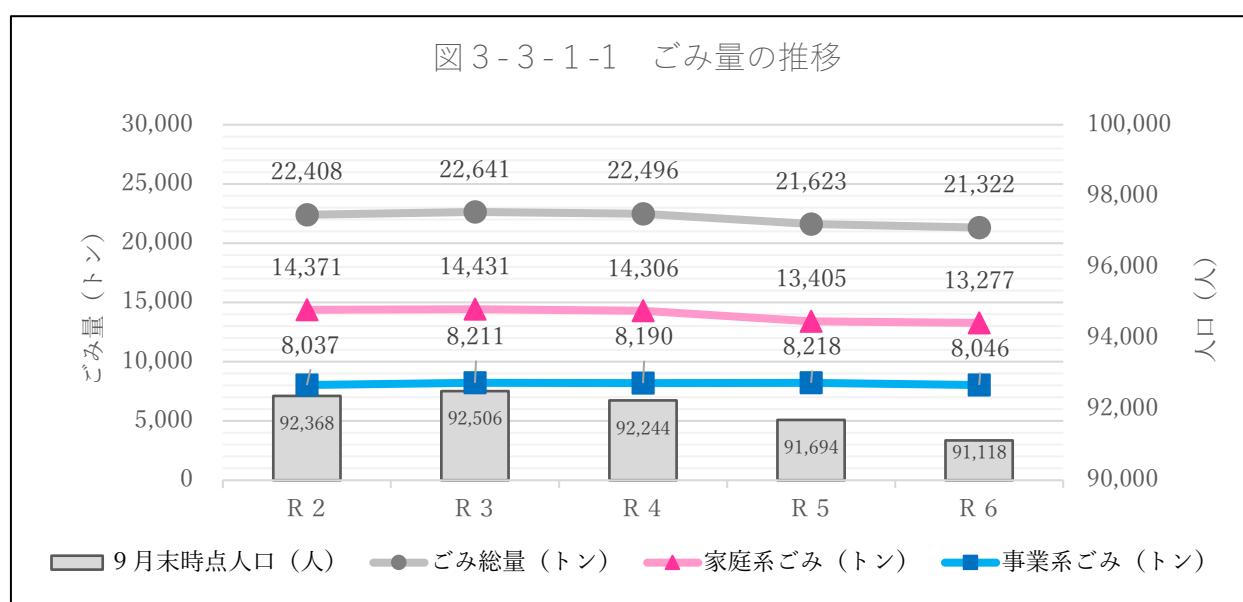
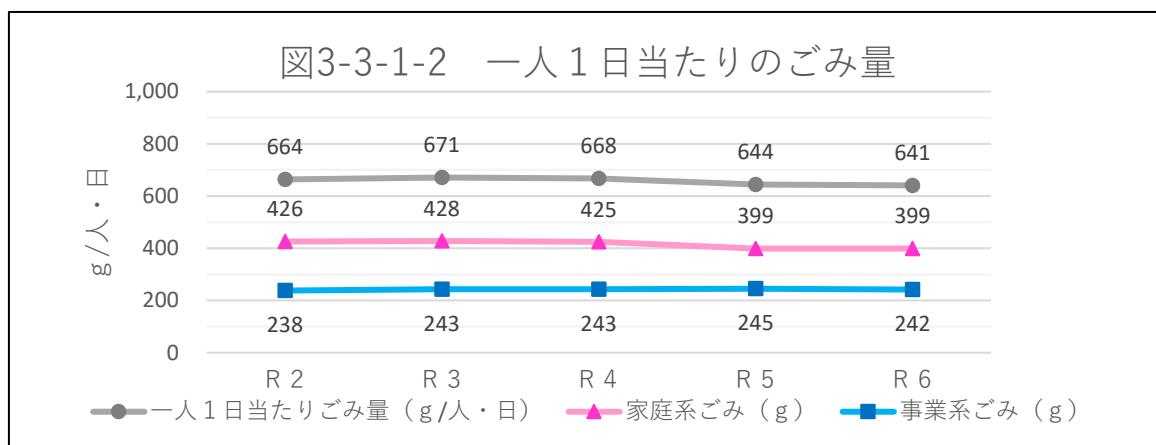


表 3-3-1-2 一人1日当たりのごみ量

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一人1日当たりごみ量 (g/人・日)	664	671	668	644	641
家庭系ごみ (g)	426	428	425	399	399
可燃 (g)	397	400	400	379	379
不燃 (g)	29	28	25	20	20
事業系ごみ (g)	238	243	243	245	242
可燃 (g)	235	240	241	243	240
不燃 (g)	3	3	2	2	2



2 家庭系ごみ

令和2年度から令和6年度にかけて家庭系の可燃ごみは7.6%、不燃ごみは31.5%減少しています。また、資源ごみは10%減少しています。

表 3-3-2-1 家庭系ごみ量

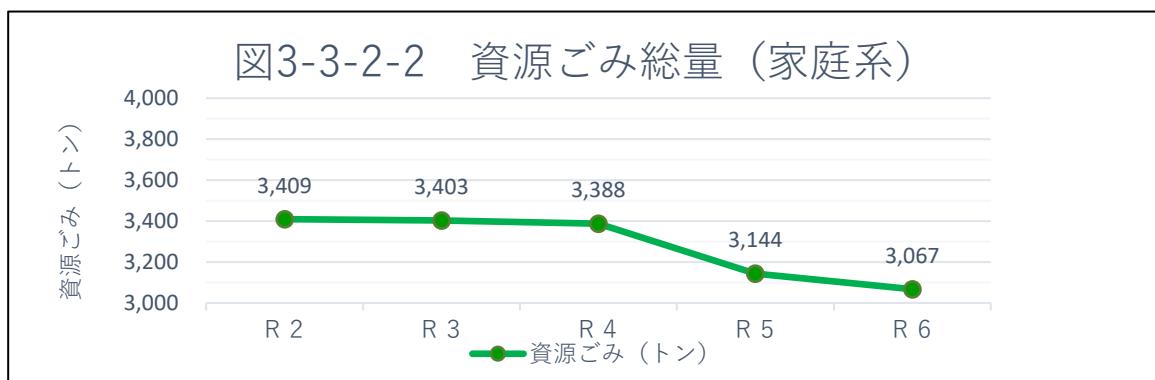
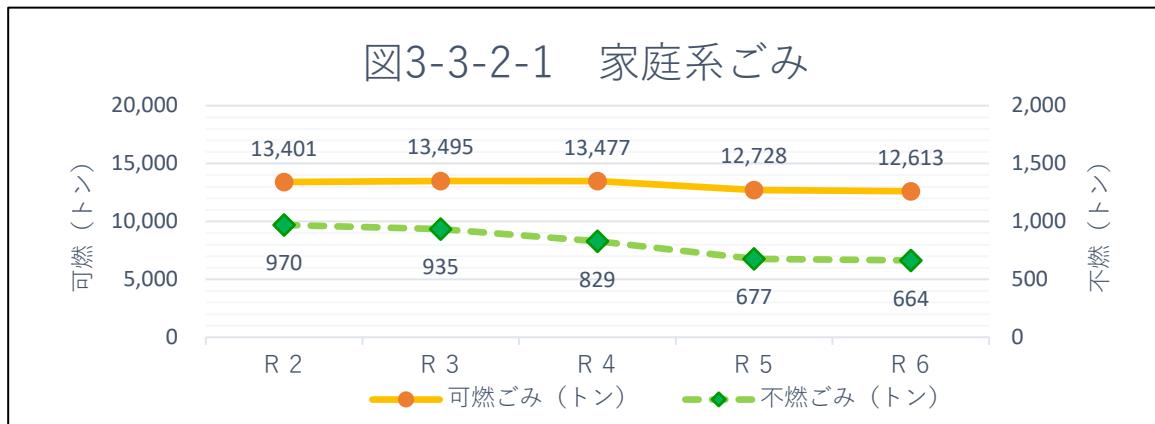
項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
家庭系ごみ (トン)	14,371	14,431	14,306	13,405	13,277
可燃ごみ (トン)	13,401	13,495	13,477	12,728	12,613
不燃ごみ (トン)	970	935	829	677	664

表 3-3-1-4 資源ごみ量の推移

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
スチール	105	95	85	79	79
アルミ	111	117	126	119	118
茶びん	216	224	228	221	214
透明びん	230	215	219	219	211
その他びん	117	112	111	108	104
ペットボトル	200	205	213	213	210
その他プラ	583	571	563	544	524
発泡スチロール	-	-	8	7	6
ダンボール	457	491	507	463	462
新聞	543	555	525	455	441
雑誌	814	800	784	697	681
紙パック	21	20	18	17	17
布類	13	-	-	-	-
資源ごみ (トン)	3,409	3,403	3,388	3,144	3,067

※1 発泡スチロール (R2～R3) はその他プラとして計上

※2 布類は R3 までは資源ごみに計上、R4 以降は可燃ごみに計上

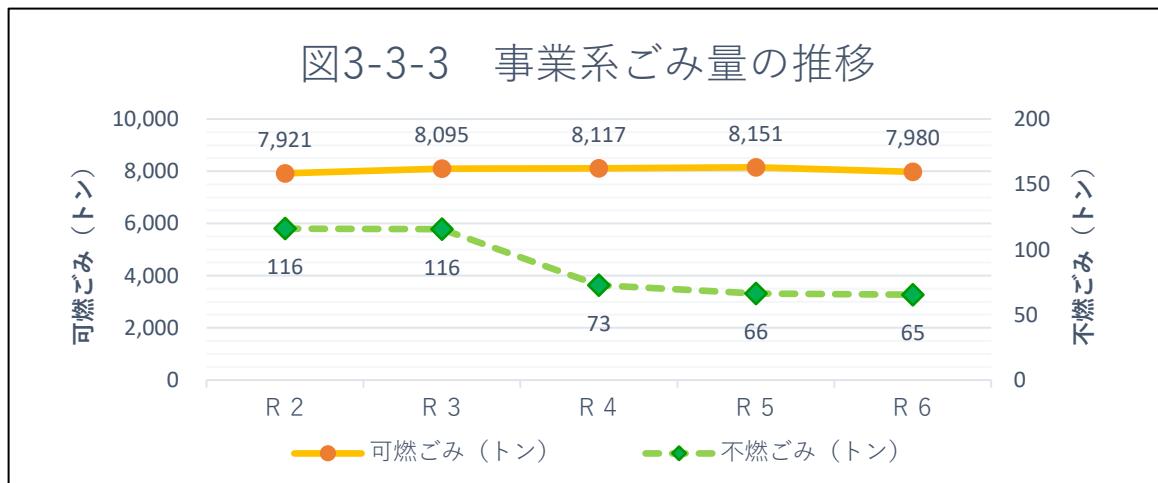


3 事業系ごみ

令和2年度から令和6年度にかけて、事業系ごみの総量は0.1%増加しています。

表3-3-3 事業系ごみ

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事業系ごみ (トン)	8,037	8,211	8,190	8,218	8,046
可燃 (トン)	7,921	8,095	8,117	8,151	7,980
不燃 (トン)	116	116	73	66	65



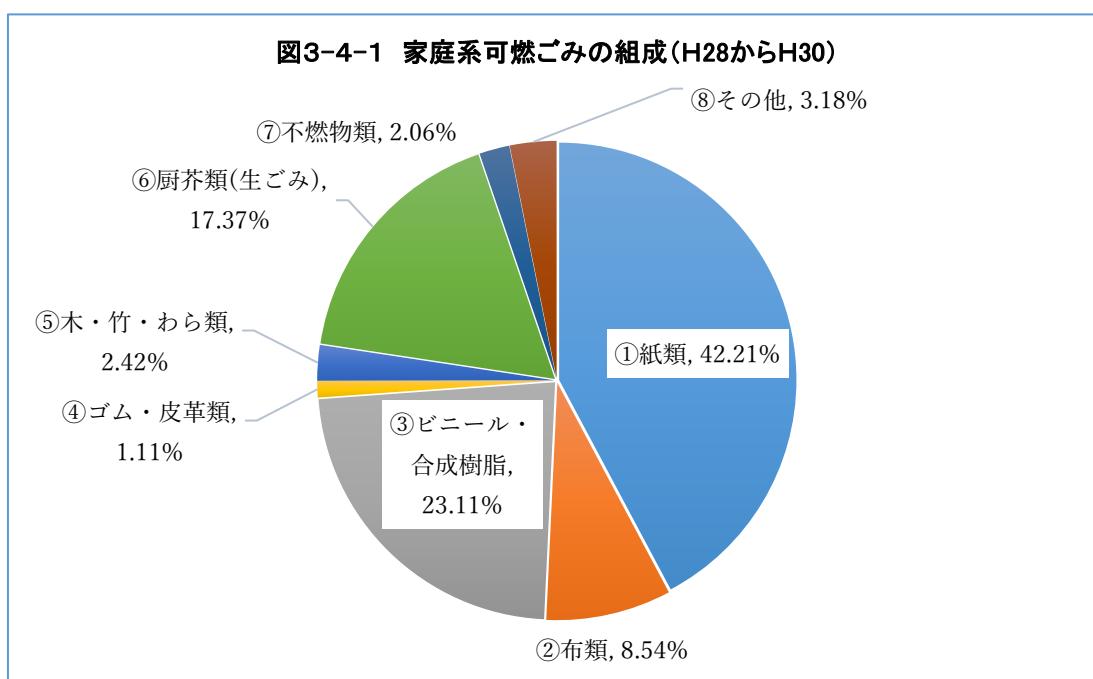
第4節 ごみの実態調査

1 家庭系可燃ごみの組成

平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までの組成分析結果によると、紙類が42.21%を占めており、次いでビニール・合成樹脂が23.11%、生ごみ類（厨芥類）が17.37%を占めています。

表3-4-1.家庭系可燃ごみの組成分析結果(H28からH30)

ごみの種類	年度			平均
	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
①紙類	47.35%	39.58%	39.70%	42.21%
②布類	5.34%	10.49%	9.78%	8.54%
③ビニール・合成樹脂	27.46%	19.84%	22.03%	23.11%
④ゴム・皮革類	0.50%	0.80%	2.05%	1.11%
⑤木・竹・わら類	3.66%	2.24%	1.36%	2.42%
⑥厨芥類(生ごみ)	12.30%	19.06%	20.76%	17.37%
⑦不燃物類	1.11%	2.36%	2.71%	2.06%
⑧その他	2.28%	5.63%	1.62%	3.18%



2 事業系可燃ごみの組成

(1) 内容物調査の結果

平成30（2018）年度に、パッカー車両に積み込まれたごみを展開させ、内容物を確認しました。

■ 内容物

- ・生ごみ、資源化可能な紙類及びペットボトル
- ・産業廃棄物に該当するプラスチック類

■ 課題

資源化可能なものが多く、リサイクルの推進が必要不可欠である。

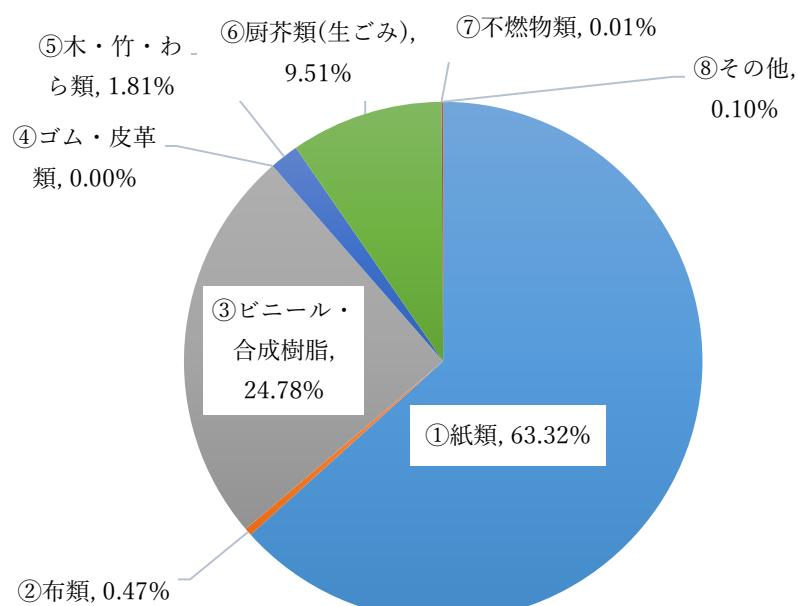
(2) 組成分析の結果

令和元（2019）年度に行った事業系可燃ごみの組成分析結果によると、紙類が63.32%、ビニール・合成樹脂が24.78%、生ごみ類（厨芥類）が9.51%を占めています。

表3-4-2 事業系可燃ごみの組成分析結果(R1)

ごみの種類	数値
①紙類	63.32%
②布類	0.47%
③ビニール・合成樹脂	24.78%
④ゴム・皮革類	0.00%
⑤木・竹・わら類	1.81%
⑥厨芥類(生ごみ)	9.51%
⑦不燃物類	0.01%
⑧その他	0.10%

図3-4-2 事業系可燃ごみの組成(R1)



第5節 収集運搬の現状

1 家庭系ごみ

市は、次の体制で収集をしています。

表 3-5-1-1 計画収集人口の推移

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
計画収集人口（人）	93,045	93,249	93,029	92,480	91,942
世帯数（世帯）	38,915	40,208	40,840	41,327	41,866

表 3-5-1-2 収集体制・方法

分別区分	収集回数	収集方法	ごみ処理手数料
可燃ごみ	週2回	集積所	有
不燃ごみ	月1回	集積所	有
資源ごみ	月2回	地区ステーション	無
	随時	常設ステーション	無

◆その他の収集

布団・カーペット・絨毯等は月に1回、事前申込のうえステーション回収を行っています。また側溝の泥は月に2回、事前申込のうえステーションまたは道路沿いでの回収を行っています。

小型家電類は、不燃ごみとして収集後、手選別を経てリサイクル事業者へ引き渡しています。

表 3-5-1-3 ステーション数

年度	可燃・不燃				資源	
	地域		専用		地域	
	設置数	増減数 (前年比)	設置数	増減数 (前年比)	設置数	増減数 (前年比)
R 2	1135	4	673	46	359	2
R 3	1133	-2	719	36	360	1
R 4	1134	1	755	62	359	-1
R 5	1131	-3	817	43	362	3
R 6	1131	0	846	29	362	0

表 3-5-1-4 収集委託している業者数

分別	受託業者の数
可燃ごみ	6 業者
不燃ごみ	3 業者
資源ごみ	3 業者

2 事業系ごみ

事業系ごみは事業者責任により、自己または廃棄物処理業者で処理しなければなりません。

表 3-5-2 一般廃棄物処理を許可している業者数

項目	市内	市外
一般廃棄物収集運搬業許可	20	9
一般廃棄物処分業許可	7	1

第6節 中間処理の現状

1 可燃ごみ

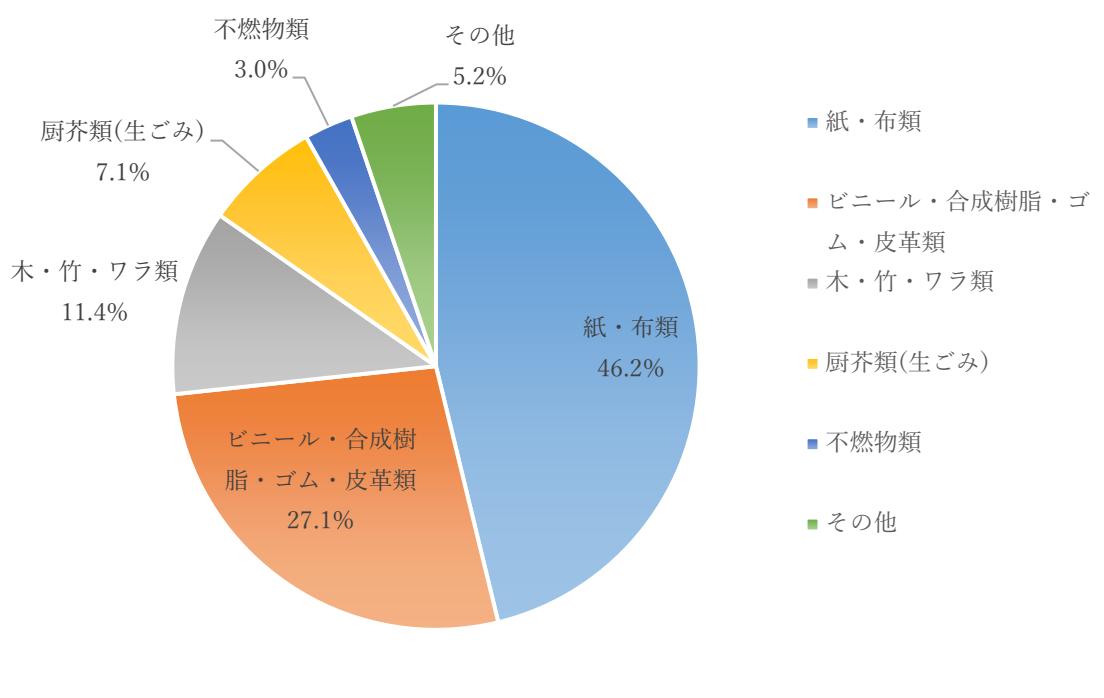
当市の可燃ごみは、平成27年10月から岩手中部広域行政組合が管理する岩手中部クリーンセンターで花巻市、遠野市及び西和賀町の可燃ごみと合わせて広域処理されています。

4市町を合わせた可燃ごみの**令和元年度**から**令和5年度**までの平均のごみ質は次のとおりです。

表 6-1-1 岩手中部クリーンセンター搬入物組成

組成の種類	割合
紙・布類	46.2%
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	27.1%
木・竹・ワラ類	11.4%
厨芥類(生ごみ)	7.1%
不燃物類	3.0%
その他	5.2%
計	100.0%
平均水分量	44.3%

図6-1-1 岩手中部クリーンセンター搬入物組成



2 不燃ごみ

当市で発生した不燃ごみは北上市清掃事業所において破碎処理されています。破碎処理前に手選別により鉄屑類、小型家電類、電池類、不燃物及び可燃物に分別され、不燃物は破碎処理後に最終処分場へ埋立処分、鉄屑類、小型家電類及び電池類は民間廃棄物処理業者に引き渡し、可燃物は岩手中部クリーンセンターにおいて焼却されています。

(1) ごみの組成

ア 搬入物

不燃ごみの令和2年度から令和6年度までの平均のごみ質は次のとおりであり、陶器・レンガ類、家電・自転車類、ガラス・ビン類が半分を占めています。また、不燃物に付着しているプラスチック類も全体の14.7%を占めています。

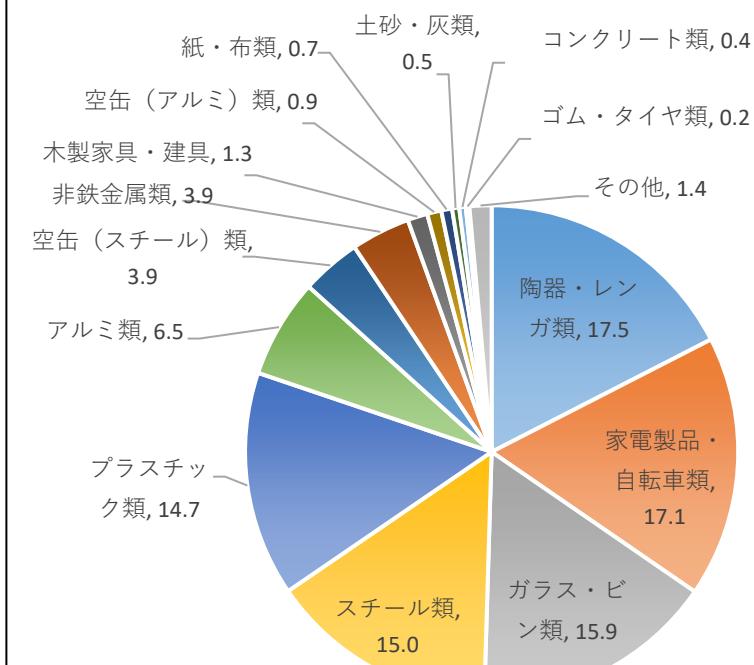
表 6-2-1

清掃事業所搬入物ごみ質

項目	%
陶器・レンガ類	17.5
家電製品・自転車類	17.1
ガラス・ビン類	15.9
スチール類	15.0
プラスチック類	14.7
アルミ類	6.5
空缶（スチール）類	3.9
非鉄金属類	3.9
木製家具・建具	1.3
空缶（アルミ）類	0.9
紙・布類	0.7
土砂・灰類	0.5
コンクリート類	0.4
ゴム・タイヤ類	0.2
その他	1.4

表6-2-1

清掃事業所搬入物ごみ質



(2) 施設の老朽化

現施設は、昭和55（1980）年度から稼働し、ごみ質の多様化等を原因として次のような課題があります。

■不燃ごみへの危険ごみの混入による火災の発生の恐れ

不燃ごみの中に、リチウムイオンバッテリーや、乾電池類、穴を開けていないスプレー缶等の危険ごみの混入が見られます。現在の破碎処理施設には機械的に危険ごみ等を検知する設備が備わっていないため、不燃ごみの破碎処理中に誤って危険ごみを破碎してしまい、火災発生につながる恐れがあります。

■磁性物・アルミ類

現在の破碎処理施設では、不燃物、可燃物、資源化物である磁性物・アルミ類の分別精度が低いため、再資源化物としての純度が低い状況です。

(3) 不燃ごみの広域処理

岩手中部広域行政組合では、構成市町が現有する不燃ごみ処理施設と比較し、より安全、かつ純度の高い資源物を分別する施設を整備し、令和13年度からの広域処理に向け検討がされています。

市では、不燃ごみ処理の広域化に併せ、清掃事業所にある旧焼却施設を解体後、その跡地に資源ごみストックヤードを整備し資源化を進める予定にしています。

3 資源ごみ

市が収集する資源ごみは、現在、民間の廃棄物処理業者に委託し処理しており、可燃ごみ同様に不燃ごみが広域化されたとしても、引き続き市の事業として行う予定にしています。

また、国から方針が示されているプラスチック製品の一括回収に向けて、体制の整備を検討していくかなければなりません。

第7節 最終処分の現状

岩手中部クリーンセンターで焼却処理後に発生するリサイクルできない焼却残さ、市清掃事業所で破碎処理後に発生する不燃物残さを最終処分場に埋め立てています。

1 処分量

施設への搬入量は次の表のとおりです。

表 3-7-1 最終処分場への搬入量

項目	R2	R3	R4	R5	R6	平均
残渣量(m ³)	1,226.79	1,224.23	968.84	645.62	690.46	951.19
覆土(m ³)	320.40	316.90	320.40	165.40	0.00	224.62
合計搬入量(m ³)	1,547.19	1,541.13	1,289.24	811.02	690.46	1,175.81

2 残余容量

岩手中部広域行政組合の構成市町の最終処分場の状況は次のとおりです。

表 3-7-2 岩手中部構成 4 市町の各最終処分場の状況（令和 5 年度実績）

構成市町	開始年	埋立容量(m3)	残余容量(m3)	残余容量(%)
北上市	平成 9 (1997) 年	127,400	46,582	37%
花巻市	昭和 59 (1984) 年	192,880	26,970	14%
遠野市	平成 14 (2002) 年	37,600	12,937	34%
西和賀町	平成 9 (1997) 年	9,000	474	5%

出展：岩手中部広域行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

3 施設整備等

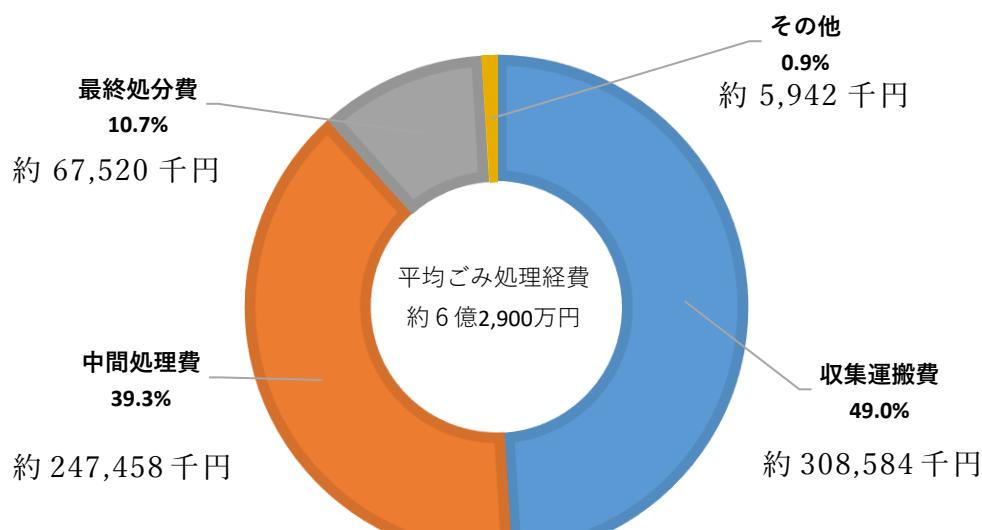
市では、最終処分場の埋立を第 5 段まで嵩上げする計画にしており、**令和 3 年度には第 3 段の築堤工事を実施し、現在は第 3 段への埋立を行っています。**

また、浸出水の処理状況を 24 時間監視する中央監視装置の更新が**必要になって**いたことから、**令和 5 (2023) 年度に設備更新を行いました。**

第 8 節 ごみ処理に係る経費

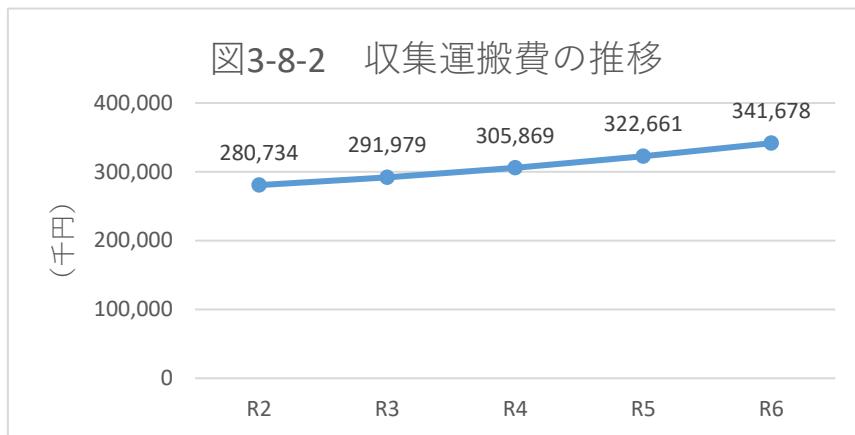
令和 2 年度から令和 6 年度までのごみ処理に係る経費は平均で**約 6 億 2,900 万円**になっています。

図3-8-1 平均ごみ処理経費 (R2-R6)



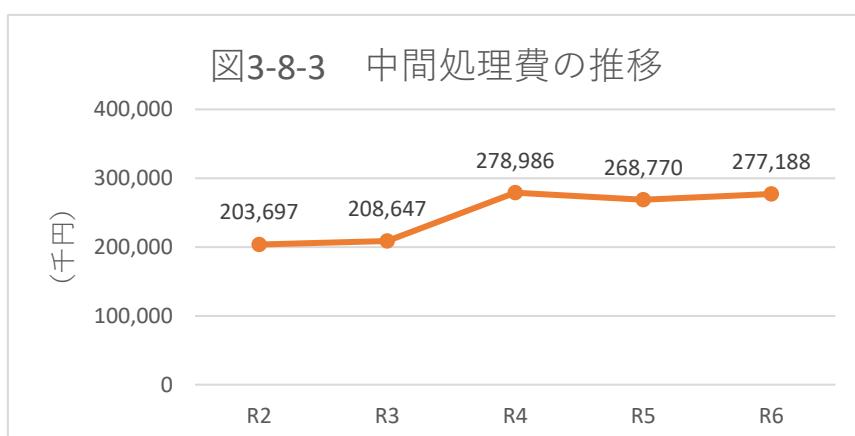
1 収集運搬費

収集運搬費の推移では、令和2年度から令和6年度にかけて、人件費や燃料費の上昇に伴い、費用も増加傾向にあります。



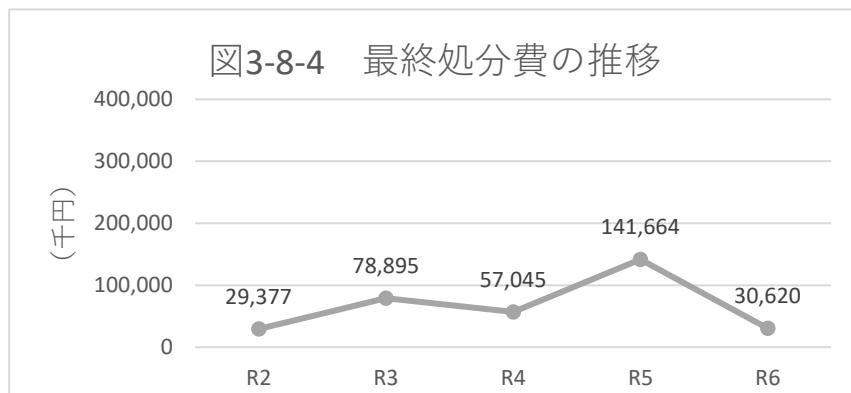
2 中間処理費

令和4年度から令和6年度にかけて不燃ごみの中間処理等を市外事業者に委託しているため、令和4年度以降の費用が増加しています。



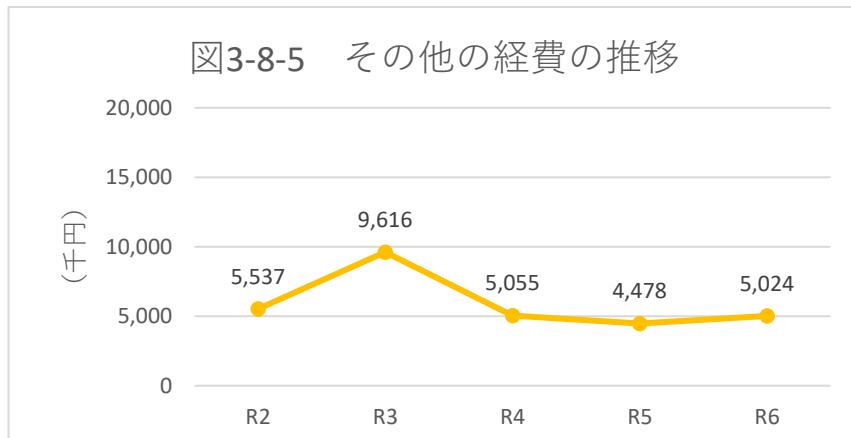
3 最終処分費

令和5年度に中央監視装置の設備更新を行ったため一時的な経費の増加が見られます。しかし、令和2年度と比較して令和6年度は大きな変化は見られません。



4 その他経費

上記1から3までのごみ処理費用のほかに、環境美化の推進に係る費用、市公衆衛生組合連合会の運営費やごみ集積所整備費の補助金などの費用が発生しています。また、令和3年度は清掃事業所の解体工事に係る調査業務委託費用が発生しています。



第9節 家庭ごみ手数料

1 家庭ごみ手数料化

当市では、ごみ排出量の増加がごみ処理をひっ迫していたことから、ごみ排出量を減少させる目的として、平成20（2008）年12月から家庭ごみ手数料化を実施しています。

当市の家庭ごみ袋は県内他市町村のごみ袋と比べ高くなっているのは、ごみ袋の価格に手数料を含めているためです。これにより当市のごみは、市税と市民のみなさんが負担する手数料で処理されており、市税を子育て、教育など他の分野に有効に活用することができます。

なお、家庭ごみ手数料化は、県内では当市のみ実施していますが、ごみ排出量の抑制効果が高いことから、全国64%（令和2年12月現在）もの自治体で実施されています。

図3-9-1-1 40Lの可燃・不燃ごみ処理費用（北上市の場合）

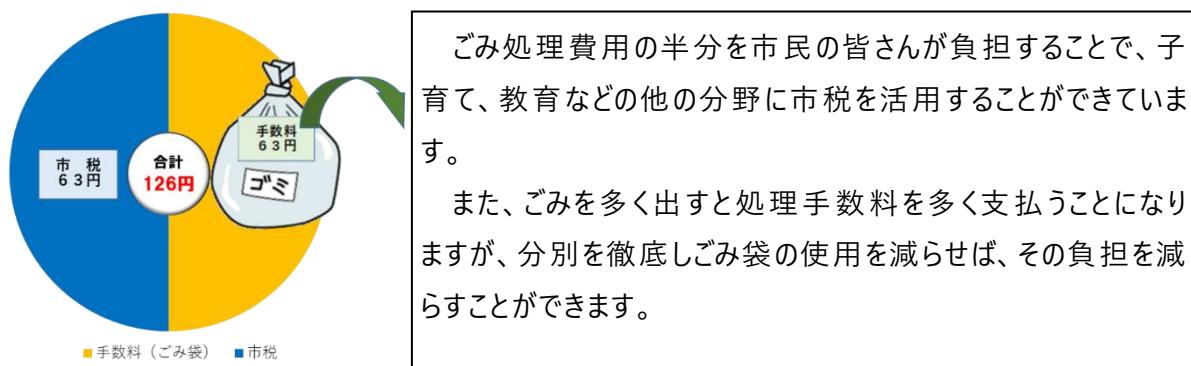
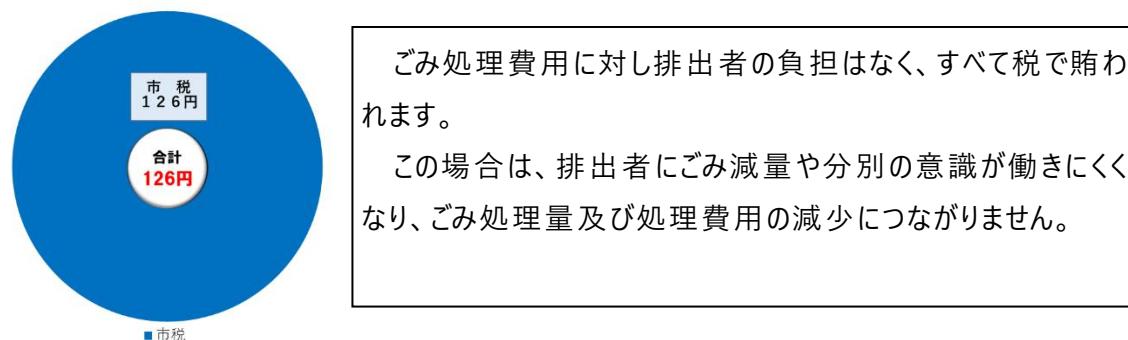


図3-9-1-2 40Lの可燃・不燃ごみ処理費用(手数料化未実施の自治体が126円で処理できる場合)



2 家庭ごみ手数料の使途

家庭ごみ手数料は、家庭ごみ袋製造・配達・保管などの家庭ごみ手数料化事業、資源ごみ収集運搬・加工保管・再商品化、集積所整備等に全額充當しています。

今後も4Rの推進、環境美化の推進等の事業に活用していきます。

【家庭ごみ手数料袋とシール券】



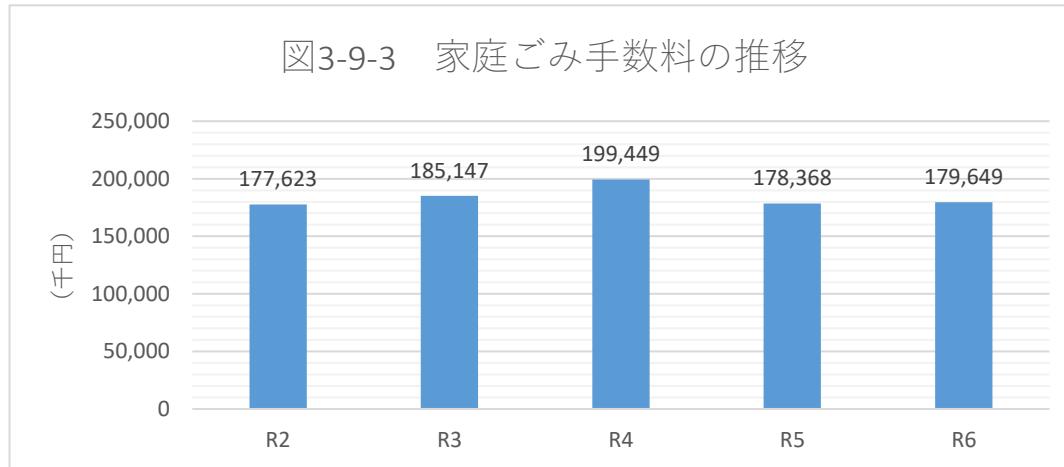
3 家庭ごみ手数料の推移

平成20（2008）年12月に手数料化を実施し、既に10年以上経過しています。

手数料化実施後、家庭ごみ手数料は増加傾向にあり、その要因は世帯数の増加、手数料化に慣れてしまった住民や手数料化後の転入者等の分別意識の低さ、非住民登録者の増加などが考えられます。

また、令和3年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、家庭ごみ手数料の一時的な増加が見られます。

図3-9-3 家庭ごみ手数料の推移

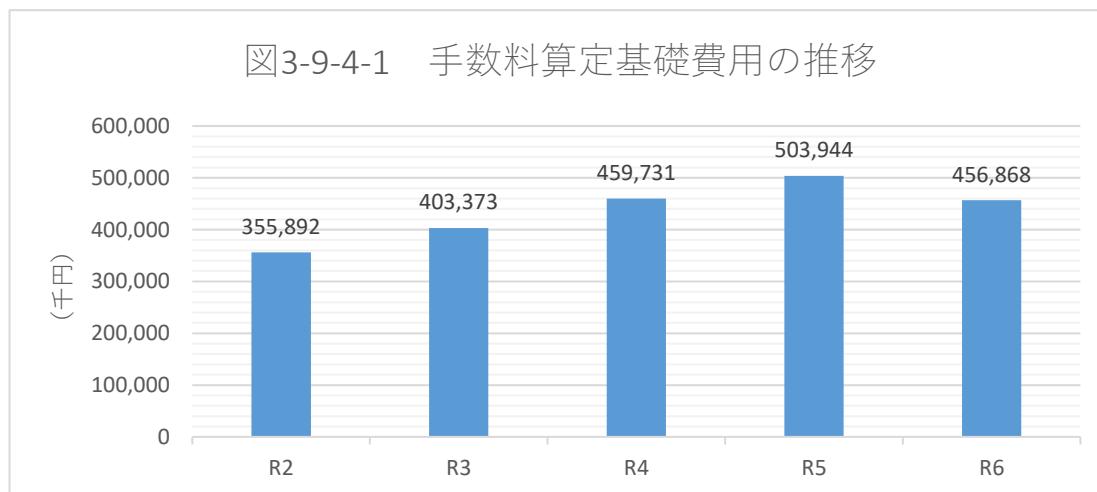


4 手数料の計算基礎とする可燃ごみ及び不燃ごみの処理費用

(1) 現在の処理費用

家庭ごみ手数料は、資源ごみを除くごみ処理費用（収集運搬、中間処理、最終処分）によって求めており、収集運搬費、家庭ごみ袋の製造費、市清掃事業所や最終処分場における処理・設備更新等の維持管理費、岩手中部広域行政組合への負担金（人件費、施設の減価償却費）などを基礎にしています。

この手数料算定の基礎となる費用は、**増加傾向**にあり、令和2年度から令和6年度までの平均で**約4億3,600万円**となっています。



(2) 今後の処理費用

不燃ごみの広域処理に当たり、新たな不燃ごみ処理施設が建設されることに伴い、岩手中部広域行政組合への負担金の増加が見込まれます。一方、不燃ごみが広域処理される場合は、現在の市清掃事業所の管理修繕費用と比較し費用の縮減が見込まれています。

5 費用と手数料の考え方

現在の家庭ごみ手数料の考え方とは、可燃ごみ及び不燃ごみの処理費用の約2分の1を排出者が負担する仕組みとしています。

先述したとおり、不燃ごみの広域処理が開始された場合、不燃ごみの処理に関する費用は**令和13年度**以降は低下することが予測されます。

第4章 計画の目標と施策

第1節 施策等の実施状況

前計画期間にごみ減量・リサイクル、適正な処理を推進するため、次の取組を実施しました。

1 家庭系ごみ減量・リサイクル推進

- ・外国語版（H30：英語、中国語、ベトナム語、R1：韓国語、ポルトガル語）のごみの分け方出し方ポスターを作成し配布
- ・家庭系食品ロスの削減の呼び掛け（賞味期限や消費期限、買い物や保存の方法等の周知）
- ・ごみ分別アプリ「モバ支所」の利用促進
- ・衣類、小型家電類の回収の推進
- ・レジ袋の有料化に併せ、マイバッグの持参や海洋プラスチックごみの発生防止を呼び掛け

2 事業系ごみ減量・リサイクル推進

- ・事業系ごみの分け方出し方パンフレットの作成と周知
- ・事業系可燃ごみの内容物調査、組成分析を実施
- ・ゼロエミッションの周知

3 市のごみ減量・リサイクル・適正処理

- ・広報、ホームページ、アプリ等による情報の充実化
- ・情勢に応じた出前講座を実施し、ごみ減量とリサイクルを促進
- ・家庭系食品ロスの実態調査を実施
- ・市衛連との協働により、不適正排出行為者への指導
- ・市衛連への補助金交付を通じ、ごみ集積所整備の支援
- ・県産業資源循環協会と災害時の廃棄物処理に係る協定を締結
- ・県産業資源循環協会と県建設業協会北上支部による災害時の連携を協定で確立
- ・災害廃棄物処理計画の骨子を策定

■市衛連（北上市公衆衛生組合連合会の略称）

市衛連では、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、市内125行政区に公衆衛生組合長を配置して、ごみ集積所の管理、ごみの分け方や出し方の見回り・指導、地域のクリーン活動などを行っています。

また、市と市衛連は協働により啓発活動に取り組んでおり、2020年7月1日のレジ袋有料化に合わせ「プラスチックごみ削減7.1行動」を行い、市内のコンビニエンスストア全店舗でレジ袋をはじめとしたプラスチックごみの削減を呼びかけました。



プラスチックごみ削減 7.1 行動



クリーン活動（北上市里分地内）

第2節 目標の達成状況

実績からすると前計画の最終目標の達成は難しいと言えます。

しかしながら、県内14市の中では、一人1日当たりごみ総排出量が2番目に、家庭系ごみの排出量は最も少なく、9万人以上10万人未満の人口規模が類似している全国の自治体の中でも上位に位置しています。

また、リサイクル率についても県内、類似自治体の中で上位に位置しています。

表4-2-1 目標の達成状況

項目	実績			最終目標
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
1 ごみの総排出量 ^{*1}	25,565 t /年	25,682 t /年	26,007 t /年	23,100 t /年
2 一人1日当たりごみ排出量	754 g /人・日	759 g /人・日	768 g /人・日	686 g /人・日
◆家庭系ごみ (可燃、不燃、集団資源回収を除く資源ごみ)	503 g /人・日	508 g /人・日	516 g /人・日	445 g /人・日
◆事業系ごみ	252 g /人・日	251 g /人・日	252 g /人・日	241 g /人・日
3 リサイクル率 ^{*2}	18.30%	18.10%	17.30%	23.00%
4 事業系生ごみリサイクル量	311 t /年	402 t /年	373 t /年	400 t /年
5 最終埋立量	1,000 t /年	1,283 t /年	1,363 t /年	1,000 t /年
6 集団資源回収量	1,099 t /年	1,037 t /年	926 t /年	1,500 t /年

* 1 ごみの総排出量

家庭系ごみ（可燃+不燃+資源（集団資源回収を除く））+事業系ごみ

* 2 リサイクル率

資源化量〔家庭系資源（集団資源回収含む）+中間処理後資源（磁性物、アルミ類）〕/ごみ排出量〔家庭系ごみ（可燃+不燃+資源（集団資源回収含む））+事業系ごみ〕

1 ごみの総排出量

目標の達成には、令和元（2019）年度実績から2,907 t の減量が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2（2020）年以降、事業系ごみは減少に転じていますが、これまで家庭系ごみ、事業系ごみとともに増加傾向にあり、世帯数の増加、企業進出の影響が考えられます。

2 一人1日当たりごみ排出量

目標の達成には、令和元（2019）年度実績から家庭系ごみを71 g、事業系ごみを11 g の減量が必要であり、その要因はごみ総排出量と同様です。

3 リサイクル率

集団資源回収と集積所で収集する資源ごみは、容器の軽量化、書籍の電子化、店頭回収の利用などにより低下傾向にある中、段ボールは通信販売の利用増に伴い増加傾向にあります。

リサイクル率は、令和元（2019）年度実績は17.3%であり、最終目標には5.7ポイント不足しています。

4 事業系生ごみリサイクル量

目標の達成には、令和元（2019）年度実績から27トンの増加が必要です。

令和2（2020）年2月以降は、新型コロナウイルス感染症が影響しリサイクル量が減少しています。

5 最終埋立量

平成27（2015）年度から岩手中部クリーンセンターで可燃ごみの焼却が開始して以降、焼却灰はリサイクルされているものの焼却後の副生成物や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家の整理で発生したごみが多いことなどから令和元（2019）年度は1,363トンの埋立量になっています。

6 集団資源回収量

回収量、回収団体ともに年々減少しており、令和元（2019）年度実績926トンは最終目標に遠く及んでいません。

減少要因として、リサイクル率で挙げているもののほか、少子化・高齢化による活動量の低下が考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の影響から活動を見合わせる団体が見られることや、受け入れ業者における買取価格の引き下げや一部品目の取り扱いが停止されていることから、今後も回収量の落ち込みが懸念されます。

第3節 課題

現在の社会情勢の中、廃棄物分野の様々な課題の解消に向け、新たな基本方針を定め取組を進めていく必要があります。

1 ごみ減量に向けた課題

- ・ごみ質組成分析の結果から、食品の廃棄が多いと考えられる。持続可能な未来の実現のため、食品ロスの削減が必要である。
- ・石油資源の消費や海洋汚染の原因となるプラスチック製品の削減、不要なレジ袋やスプーン等の使い捨てプラスチックを断ることが必要である。

2 分別の徹底に向けた課題

- ・企業進出等に伴い転入者や外国人が増加し、ごみ出しの不慣れな住民が増えている。
- ・国がプラスチックごみの一括回収方針を示しており、市の対応の検討が必要である。
- ・家庭系ごみ、事業系ごみの組成分析の結果から、分別が十分とは言えない。

3 ごみ処理体制の課題

- ・小型家電のリサイクルの推進、高齢者対策など、収集体制の検討が必要である。
- ・市清掃事業所の老朽化が進んでおり、安全・安心な不燃ごみ処理が求められる。
- ・海洋汚染ごみの約8割が内陸起源と言われており、不法投棄対策が一層求められている。
- ・地球温暖化に伴う災害激甚化傾向がみられることから、災害時でも適正な廃棄物処理を整える必要がある。

第5章 基本方針と目標

第1節 施策の基本方針

持続可能な循環型社会を構築するために、市民、事業者、市のそれぞれが協働しながら、次の3つの基本方針を定め、取組を進めます。

基本方針1 市民、事業者、行政の協働によるごみ減量

基本方針2 分別の徹底と資源化

基本方針3 適正で効率的なごみ処理体制の構築

第2節 目標設定の考え方

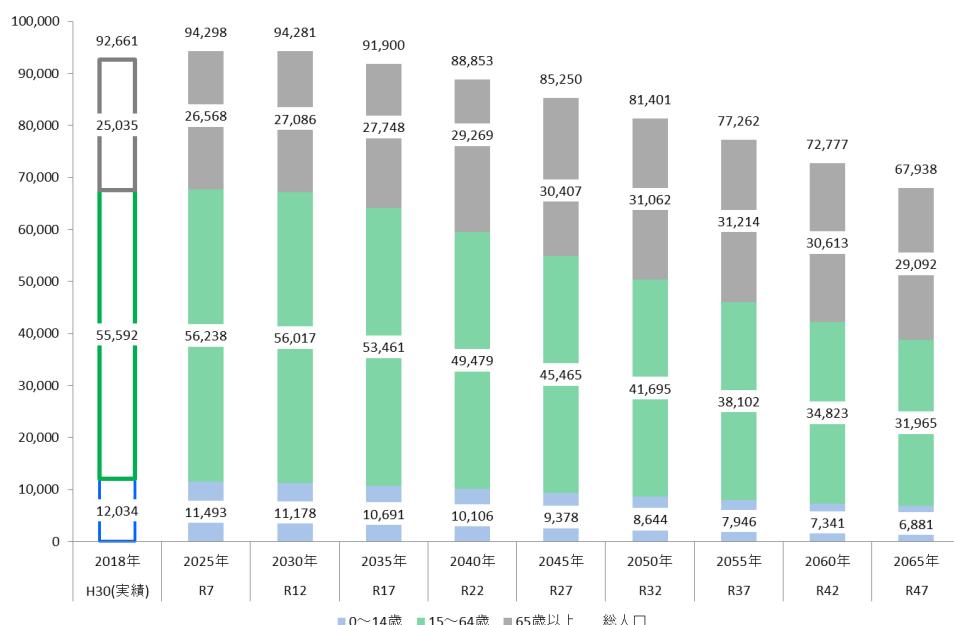
将来人口、現状の施策を続けた場合のごみ排出量等の推計、他の関連計画などを踏まえ、本計画の目標を定めることします。

1 将来人口

本市総合計画では、国立社会保障・人口問題研究所による本市の人口が、年々減少する見通しである中、本市の長所である力強い産業基盤と子育て世代の定住化政策などを進め、令和12（2030）年人口94,300人を目標とします。

将来人口94,300人 令和12（2030）年

図5-2-1.人口推計（出典:北上市総合計画）



2 ごみ排出量の推計

現状のままごみ処理施策を続けた場合のごみ排出量は、次のとおり推計されます。

表 5-2-2 ごみ排出量の推計

項目	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)
	実績	推計	推計
●ごみの総排出量*	26,933 t /年	27,446 t /年	27,897 t /年
◆家庭系ごみ	18,400 t /年	18,827 t /年	19,263 t /年
可燃ごみ	13,051 t /年	13,540 t /年	13,950 t /年
不燃ごみ	927 t /年	877 t /年	874 t /年
資源ごみ（集団資源回収含む）	4,422 t /年	4,410 t /年	4,439 t /年
◆事業系ごみ	8,533 t /年	8,619 t /年	8,634 t /年
●一人1日当たりごみ排出量	796 g /人・日	804 g /人・日	810 g /人・日
◆家庭系ごみ	544 g /人・日	552 g /人・日	559 g /人・日
可燃ごみ	385 g /人・日	397 g /人・日	405 g /人・日
不燃ごみ	27 g /人・日	26 g /人・日	25 g /人・日
資源ごみ（集団資源回収含む）	131 g /人・日	129 g /人・日	129 g /人・日
◆事業系ごみ	252 g /人・日	252 g /人・日	251 g /人・日

* ごみの総排出量 = 家庭系ごみ（可燃 + 不燃 + 資源（集団資源回収を含む））+ 事業系ごみ

3 目標とするごみ排出量

持続可能な循環型社会に向け、基本方針に基づく取組を実施することにより、令和7（2025）年度及び令和12（2030）年度の目標とするごみ排出量をめざします。

表 5-2-3 目標とするごみ排出量

項目	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)
	実績	推計	推計
●ごみの総排出量*	26,933 t /年	26,745 t /年	26,389 t /年
◆家庭系ごみ	18,400 t /年	18,301 t /年	18,242 t /年
可燃ごみ	13,051 t /年	12,876 t /年	12,530 t /年
不燃ごみ	927 t /年	890 t /年	876 t /年
資源ごみ（集団資源回収含む）	4,422 t /年	4,535 t /年	4,836 t /年
◆事業系ごみ	8,533 t /年	8,444 t /年	8,147 t /年
●一人1日当たりごみ排出量	796 g /人・日	784 g /人・日	767 g /人・日
◆家庭系ごみ	544 g /人・日	536 g /人・日	530 g /人・日
可燃ごみ	385 g /人・日	377 g /人・日	364 g /人・日
不燃ごみ	27 g /人・日	26 g /人・日	25 g /人・日
資源ごみ（集団資源回収含む）	131 g /人・日	133 g /人・日	141 g /人・日
◆事業系ごみ	252 g /人・日	248 g /人・日	237 g /人・日

* ごみの総排出量 = 家庭系ごみ（可燃 + 不燃 + 資源（集団資源回収を含む））+ 事業系ごみ

第3節 数値目標

本計画の達成状況を図る指標として、次のとおり目標を設定します。

表 5-3-1 数値目標

項目	実績	中間目標	最終目標
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
1 一人1日当たりごみ排出量 ※1 ◆家庭系ごみ(可燃・不燃) ◆事業系ごみ	665 g /人・日 413 g /人・日 252 g /人・日	651 g /人・日 403 g /人・日 248 g /人・日	626 g /人・日 389 g /人・日 237 g /人・日
2 リサイクル率 ※2	38.0%	38.5%	39.0%
3 最終埋立量	1,363 t /年	1,238 t /年	1,206 t /年
4 一人1日当たり 家庭系食品ロス量(推計)	40 g /人・日	35 g /人・日	30 g /人・日

*1 一人1日当たりごみ排出量

家庭系ごみ(可燃+不燃) + 事業系ごみ

*2 リサイクル率

資源化量〔家庭系資源(集団資源回収含む) + 事業系資源 + イベント回収 + 中間処理後資源(磁性物、アルミ類、電池、焼却灰)〕 / ごみ排出量〔家庭系ごみ(可燃+不燃+資源(集団資源回収含む)) + 事業系ごみ(資源含む)〕

<前計画と本計画の目標項目の違い>

一人1日当たり家庭系資源ごみと集団資源回収量は、リサイクル率で評価できるため、本計画から除外した。また、食品ロスの発生抑制が重要であるため、事業系生ごみリサイクル量を廃止した。さらに、リサイクル率は、国的一般廃棄物処理事業実態調査項目となっている資源化量のほか、市に報告のある事業系資源ごみ量を加えることとした。

■本計画から新設した項目

一人1日当たり家庭系食品ロス量

■本計画で廃止した項目

- ・集団資源回収量

- ・事業系生ごみリサイクル量

■本計画で考え方を変更した項目

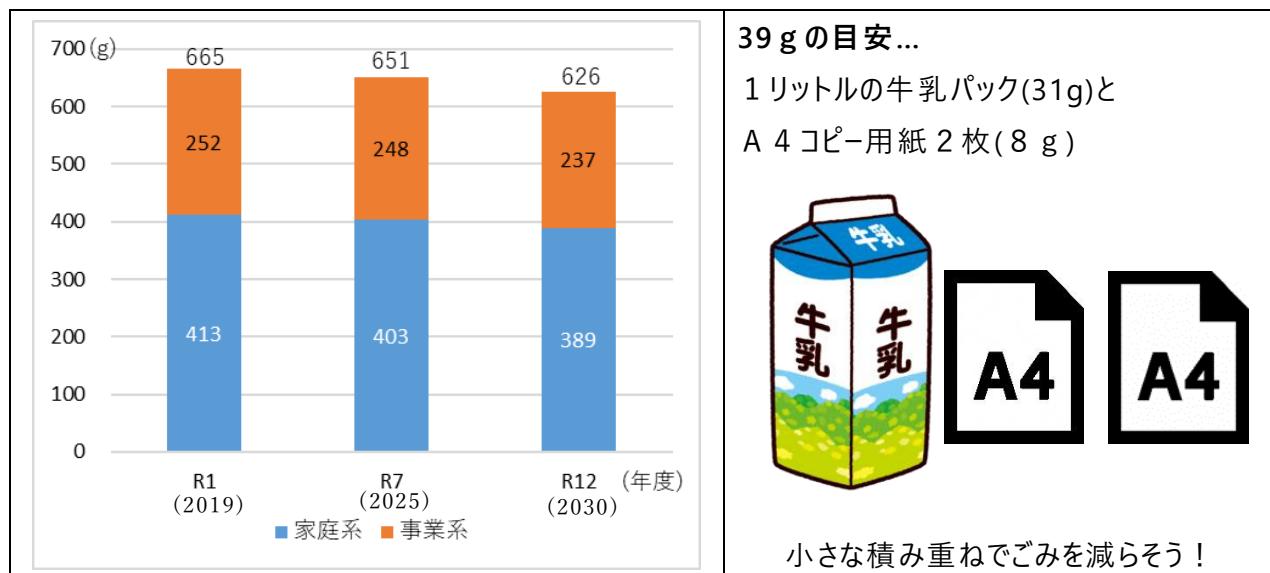
- ・一人1日当たりごみ排出量(本計画から、家庭系ごみは資源を除く)

- ・リサイクル率(本計画から、資源化物に焼却灰や事業系資源等を含む)

1 一人1日当たりごみ排出量

食べ残し、野菜の皮や茎等の過剰除去、期限切れなど未だ食べられるのに廃棄される食品ロスの削減強化、4Rの徹底により、令和元(2019)年度比で約6%(39g)削減となる626 g /人・日を目指します。

図5-3-2 一人1日当たりごみ排出量



2 リサイクル率

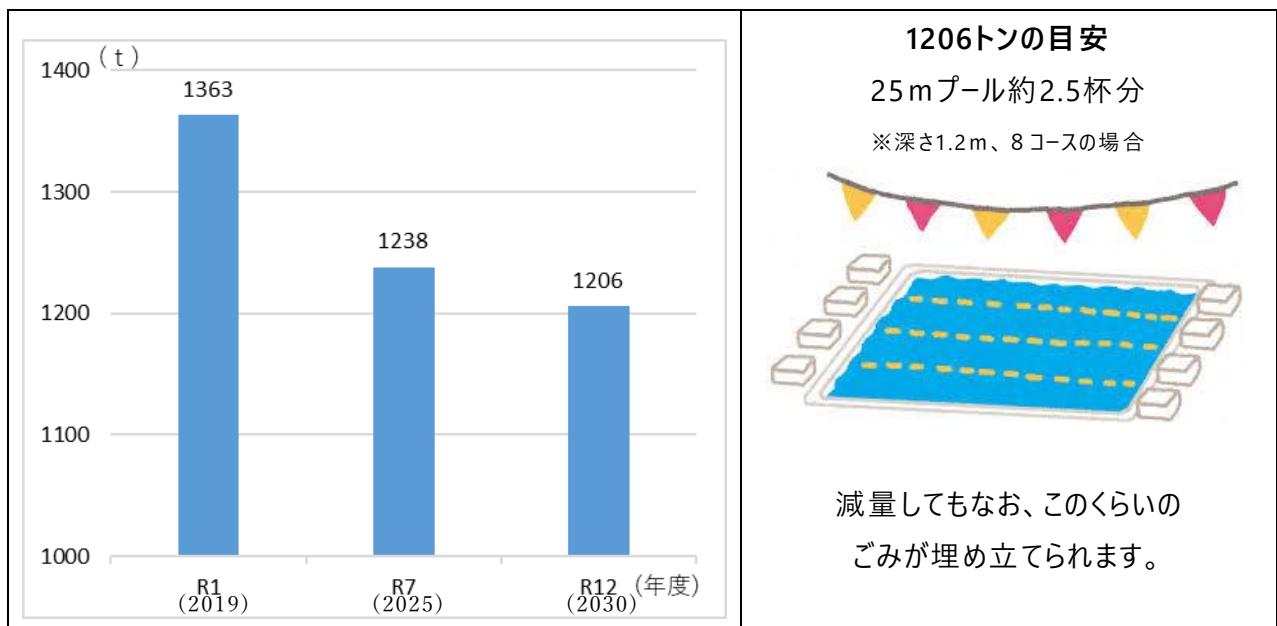
4Rの意識向上と資源物の確実な資源化を図り、最終目標年度には39%を目指します。また、本計画では、資源化量に小型家電類、事業系資源資源物、セメント原料に再利用される焼却灰を含むこととします。



3 最終埋立量

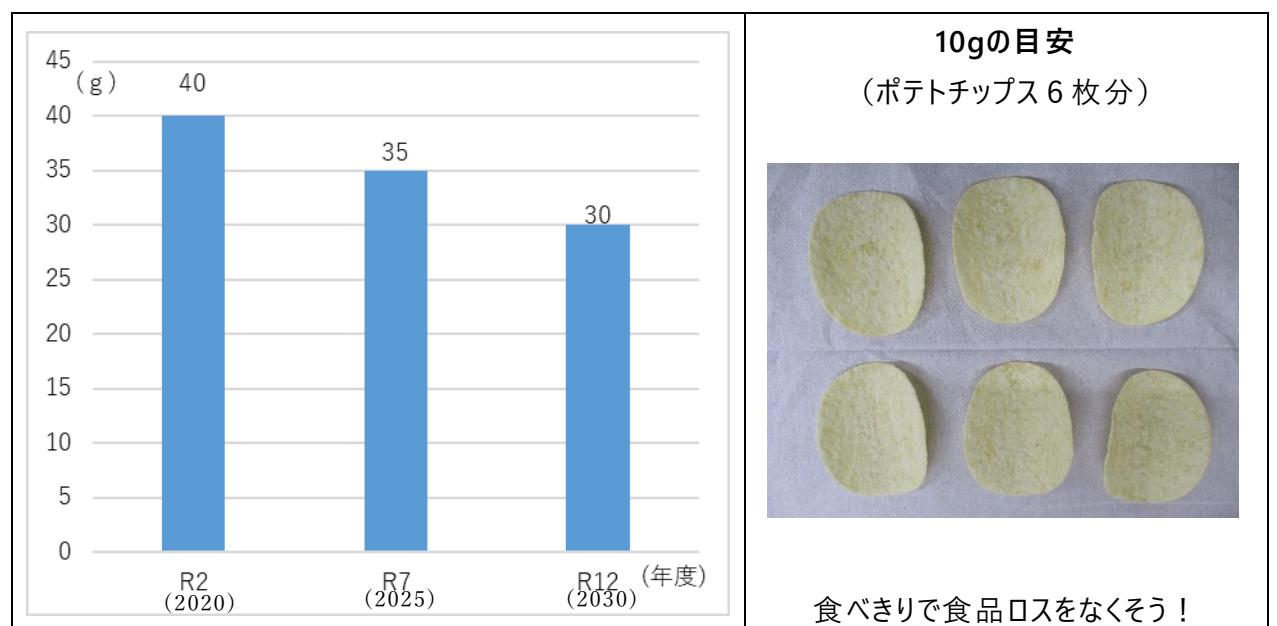
目標とするごみ排出量から求められる1,206トンを、令和12（2030）年度の最終埋立量の目標とします。

図5-3-3 最終埋立量

**4 家庭系食品ロス量**

令和2（2020）年度に実施した食品ロスの実態調査から当市の家庭系食品ロス量は、一人1日当たり40gと推計されます。この食品ロス量を最終目標年度までに10g削減し、30gに低下させることを目標とします。

図5-3-4 家庭系食品ロス量



第6章 目標の達成のための施策の展開

持続可能な循環型社会のため市民生活、事業活動の各段階において4Rを推進し、ごみの発生抑制を第一に考え、ごみが発生した場合でも再資源化し、本計画の目標を達成できるよう次のとおり施策を展開していきます。

基本方針1

市民、事業者、行政の協働によるごみ減量

関連する SDGs



1 食品廃棄物の減量・リサイクル

(1) 食品ロスの削減

国では令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度980万トン（うち家庭系433万トン）であった食品ロス量を半減する目標を掲げており、消費者庁の推計によると、平成29（2017）年度の家庭系食品ロス量は一人1日当たり132gであるとされています。

当市においても食品ロスの削減に向けて、次の取り組みを推進します。

主な取り組み

- ・一人ひとりの行動改善（買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない等）を促す啓発
- ・3010運動の促進、推奨店舗の拡大
- ・飲食店におけるテイクアウトの推進
- ・福祉部門との連携の検討
例：子ども食堂への提供、フードバンクやフードポストの設置

(2) 食品廃棄物の減量・リサイクルの推進

野菜や果物の皮、魚の骨等も、水切りや堆肥化をすることで減量化やリサイクルにつながることから、以下の対策を行います。

主な取り組み

- ・家庭用生ごみ処理機等の普及促進
- ・事業系生ごみの堆肥化促進
- ・水切りの徹底

(3) 環境教育の実施

食品ロスの削減や水切りの徹底は一人ひとりの意識改革により改善されるため、環境教育や意識啓発が必要であり、関連機関とも連携しながら取り組みます。

主な取り組み

- ・岩手中部クリーンセンター、学校給食センター等において、児童への環境教育を実施し、食品ロス削減の啓発
- ・出前講座や料理教室を通じ情報提供し、意識啓発
- ・市広報やごみアプリを用いた、ごみ減量ワンポイントアドバイスの実施

2 使い捨てプラスチックの削減

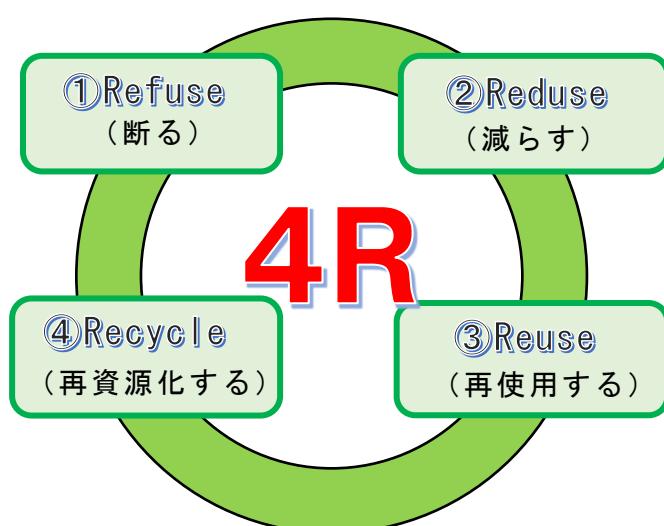
使い捨てプラスチックの削減は、生物の生息環境を守るだけでなく、原料となる原油の使用量も削減され、地球の資源保護の観点からも有効であるため、削減の取り組みを推進していきます。

主な取り組み

- ・レジ袋やペットボトル等の利用削減を働きかける（マイバッグやマイボトルの推奨等）
- ・ポイ捨てや不適正排出しないよう意識啓発をする（ポスター掲示等）
- ・環境問題への意識向上と行動変容を図る（出前講座、子どもエコチャレンジ等）

3 4Rの徹底

4Rは、①Refuse（断る）、②Reduse（減らす）、③Reuse（再使用する）、④Recycle（再資源化する）の4つの言葉の総称です。①から④の順に行動することでごみの削減につなげていきます。



①Refuse（断る）

主な取り組み

- ・不必要的ものは断る・買わない。
- ・マイバッグを持ち歩き、レジ袋を断る。
- ・マイボトル・マイ箸を持ち歩き、不要なペットボトル飲料や使い捨て割り箸等を買わない・断る。
- ・過剰包装を断る。

②Reduse（減らす）

主な取り組み

- ・洗剤やシャンプー等は詰め替え製品を利用し、容器入りを毎回買わない。
- ・食べられる量を購入し、食品ロスをなくす。
- ・食品は食品トレイを使用していないバラ売りで購入する。

③Reuse（再利用する）

主な取り組み

- ・リターナブルびんを利用する。
- ・フリーマーケットを利用する。
- ・不用な服を他の人に譲る。

④Recycle（再資源化する）

主な取り組み

- ・資源ごみの分別を徹底し、可燃・不燃ごみに混入させない。
- ・生ごみをたい肥化する。

基本方針 2

分別の徹底と資源化

関連する SDGs



1 市民へのごみの分別指導・周知

(1) ステーションへの適正排出

分別が不十分なごみが出されることにより、集積所にごみが残されたり、カラス被害によりごみが散乱するなどの問題が発生している状況にあります。この状況を緩和するため、北上市公衆衛生組合連合会と連携を図りながら、地域集積所

の適正管理に努めています。また、集合住宅の専用集積所においては、管理会社を通じて入居者への指導及び周知を徹底していきます。

主な取り組み

- ・ごみ百科、ごみの分け方・出し方ポスターの配布
- ・北上市公衆衛生組合連合会と連携し、ごみ集積所の見回りを定期的に実施

(2) 多言語化の推進

雇用情勢の変化に伴い、市内で生活する外国人が年々増加しています。外国人が悩むことなくスムーズにごみの分別・ごみ出しができるよう、ごみ情報の多言語化を図るとともに、ごみの分別・出し方を周知・指導していきます。

主な取り組み

- ・外国語版のごみ百科、ごみの分け方・出し方ポスター、ごみカレンダーを作成し配布
- ・ごみ出し、分別ワークショップの実施

2 事業系ごみの適正処理

これまで実施しているステーションの巡回や事業系ごみの分析結果から、事業系ごみの家庭ごみステーションへの排出、産業廃棄物や資源化物の混在などが見受けられるため、事業ごみの減量と適正処理の働きかけが必要です。

主な取り組み

- ・定期的な事業系ごみの組成分析による実態把握
- ・事業系ごみの分別パンフレットの配布
- ・事業者向け出前講座の実施
- ・岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業等を周知

3 ごみ分別アプリの普及拡大

ごみ分別アプリ「さんあ～る」は、スマートフォン、タブレット端末から、ごみの分け方・出し方などの情報を確認できる便利なアプリです。令和5年3月から導入し、令和6年度末時点の利用者は約8,000人であり、ごみ情報を提供する広報媒体としてさらなる普及拡大を目指します。

主な取り組み

- ・不動産管理会社を通じ、入居者にアプリ利用を促進する
- ・集積所にアプリのQRコードを掲示する
- ・ごみ集積所MAPとリンクさせるなど利便と情報の充実を図る



さんあ～る

App store

(iPhone、iPad)



さんあ～る

Google Play Store

(Android)

4 資源化の推進

小型家電は法によりリサイクルが促進されており、当市では令和4年度以降、不燃ごみとして収集後に手選別により小型家電を分別し、リサイクル事業者に引き渡すことで資源化の推進を図っています。

また、国では、令和2（2020）年3月に使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインの策定、令和4（2022）年からプラスチックごみを資源物として一括回収することを検討するなどさらなるリサイクルが求められます。

主な取り組み

- ・宅配便やピックアップ回収など小型家電のリサイクルを推進する。
- ・プラスチック製品の一括回収の体制等を整備する。
- ・新たな資源化物を研究・検討する。

基本方針3

適正で効率的なごみ処理体制の構築

関連する SDGs



1 収集体制、施設整備の検討

(1) 収集体制

① 資源ごみの収集

近年では、資源ごみのリサイクル率が低下しており、その要因として、資源化できるごみを燃えるごみや燃えないごみに分別していることが挙げられます。市内に4ヶ所設置している資源ごみ常設ステーションを見回ると、資源ごみの中に資源にならないごみが多く混在していることから、改めて、ごみ分別の指導が必要であると考えます。また、小型家電等から取り外し忘れた電池等の危険ごみは、ごみ収集車やごみ処理施設の火災の原因となります。事故を未然に防ぐためにも、正しい分別方法の周知・指導を徹底していきます。

限りある資源を有効活用するためにも、今ある資源ごみの品目だけに目を向けるのではなく、企業と連携を図りながら、小型家電等のリサイクル回収ボックスの設置を検討していきます。

主な取り組み

- ・小型家電回収ボックスの設置
- ・小型充電式電池回収ボックスの設置
- ・水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計回収ボックスの設置を継続して実施

② 高齢者や障がい者等への配慮

現在のステーション方式による収集体制は、高齢者・障がい者等ごみの分別・出し方が困難な市民にとって大きな問題となっています。今後さらなる進行が予測される高齢化や社会情勢の変化に対応するため、他自治体のごみ出し支援策を研究し、収集体制のあり方を検討します。

主な取り組み

- ・高齢者や障がい者のごみ出し支援体制のあり方検討

③ 集積所整備の支援

集積所の設置や移設等にかかる費用は少なくないことから、集積所の整備の支援を継続していきます。

主な取り組み

- ・集積所整備費用の補助

(2) 施設整備

① 不燃ごみの広域処理

岩手中部広域行政組合の構成市町が保有する不燃ごみ処理施設は、竣工から19年～39年が経過しています。経過年数に差はあるものの主要設備の破碎機は耐用年数を超過し、さらに、社会情勢の変化により処理対象物が量と質の両面で大きく変化していることから、可燃ごみ同様に広域処理による安全・安定で効率的な処理が必要です。

主な取り組み

- ・岩手中部広域行政組合における広域不燃ごみ処理施設の建設への参画（R13稼働予定）

② 市清掃事業所の活用

市で現在回収している資源ごみの品目のほか、今後見込まれるプラスチック製品の一括回収や、破碎処理中の火災原因となる電池類の保管、さらなる資源化が求められる小型家電類等への対応が必要であると考えています。

不燃ごみの広域処理に伴い、これから資源化施策の推進に向け、市清掃事業所の旧焼却施設を解体後に資源ごみのストックヤードを整備する予定にしています。

主な取り組み

- ・ストックヤードの整備

2 不法投棄防止対策

第一に不法投棄発生の防止に努めます。さらに万が一発生した際に投棄物の回収対応や行為者への直接指導を行うことで再発防止を図ります。そのために、次の取り組みを行います。

主な取り組み

- ・不法投棄防止看板を配布し、防止に努める
- ・不法投棄監視パトロール・不法投棄監視カメラ配布を実施し、不法投棄の防止・投棄物の回収を行う（市公衆衛生組合連合会と連携）
- ・行為者が特定できた際に直接指導を行う

3 災害時のごみ処理体制の整備

突然訪れる災害時に発生する災害ごみを適正かつ円滑に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しなければならないことから、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定が必要となり、**令和5年3月に北上市災害廃棄物処理計画を策定しました。**

また、訓練や協定締結、市民啓発など、平時にできる準備も進めます。

主な取り組み

- ・災害廃棄物処理計画の策定、必要に応じた更新
- ・本番を想定した訓練
- ・資材供給業者(仮設トイレ、重機等)との協定締結
- ・平時より、災害ごみの処分のイメージを市民に啓発

第7章 計画推進

1 計画の推進体制

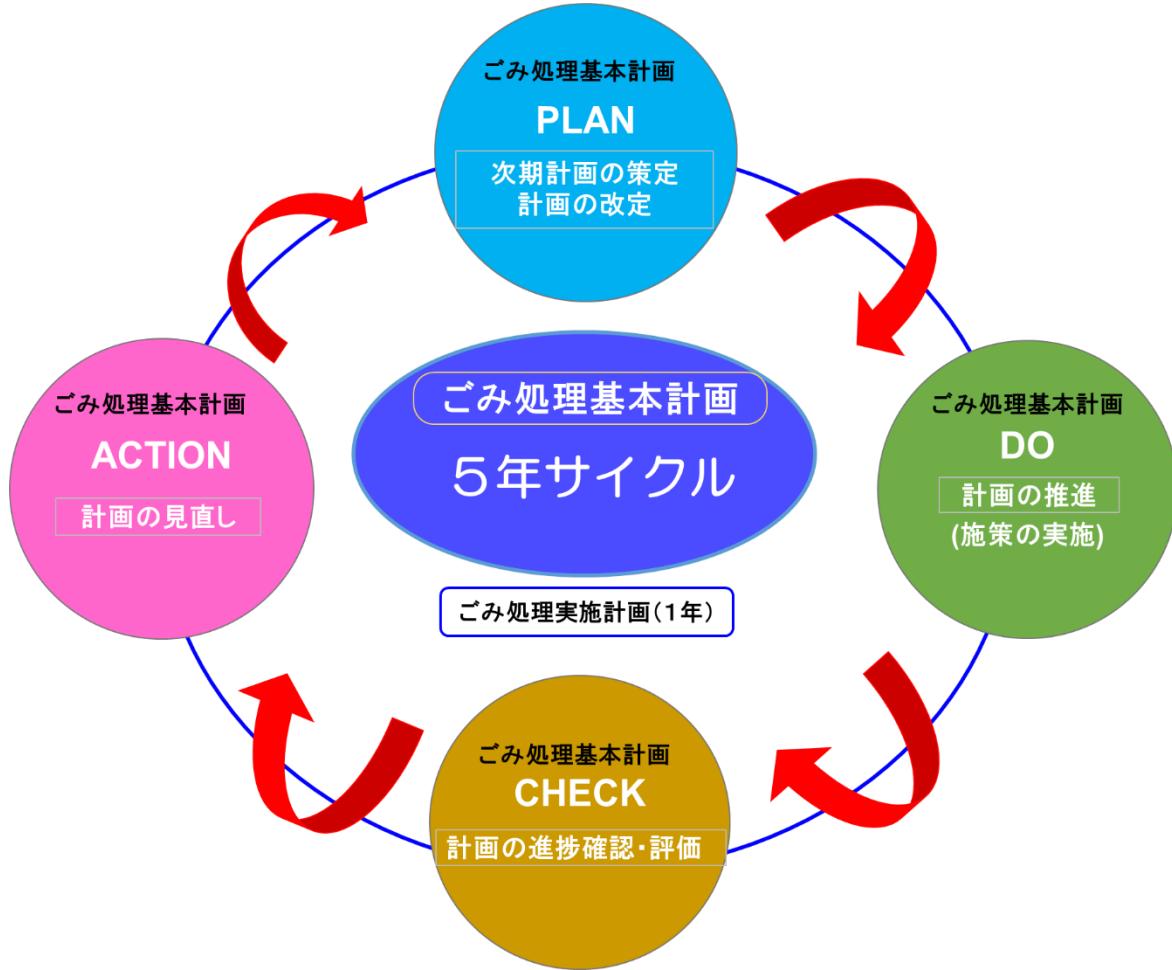
本計画で掲げる持続可能な循環型社会の形成に向け、市民、事業者、行政が協働しそれぞれの立場で積極的に行動を実践するとともに、相互に連携・協力していく必要があります。本計画の目標は、環境基本計画の目標と一致しており、環境基本計画の推進体制に合わせ次の組織を活用して推進していきます。

- 北上市環境審議会
- きたかみエコネットワーク推進会議
- 北上市環境保全専門委員
- 北上市環境基本計画等検討委員会

2 計画の進行管理

計画について、計画の策定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行います。

中長期的なごみ処理施策を定めているごみ処理基本計画の目標の達成を目指すとともに、1に示す組織からの施策推進等の意見を踏まえながら、毎年度策定するごみ処理実施計画により、具体的な取組を進めていくものとします。



資料編

【資料 1】家庭ごみ手数料化

(1) 背景

- ・ごみ減量、リサイクルの意識が低かった。
- ・ごみ排出量が増加し、ごみ処理施設の処理能力が限界に達していた。
- ・最終処分場の延命が必要であった。

(2) ねらい

- ・ごみの減量化とリサイクルを推進し、ごみ処理施設への負荷の低減や最終処分場の延命を図る。
- ・ごみの排出量に応じ、排出者が処理費用を負担することにより、ごみ処理費用の負担の公平化を図る。
- ・分別を徹底する、不要な物を購入しなくなるなど市民意識の変化・向上につなげる。
- ・手数料をごみ減量化・リサイクル事業に活用する。

(3) 手数料の検討

① 検討当初に考えた手数料

ごみ袋を指定袋制時と同じように、容量を小（15ℓ）、中（25ℓ）、大（45ℓ）とし、次のような手数料を検討しました。

規格 区分	小（15ℓ）	中（25ℓ）	大（45ℓ）
指定袋制 (H10以降)	7.0円	9.5円	12.5円
当初考えていた手数料 (H20以降)	27円	46円	73円

② 市民意見等を踏まえ決定した手数料

地域説明会等で寄せられた意見、住民サービスの向上など総合的に考慮し、ごみ袋を4種類に変更したほか、経済的インセンティブの効果によるごみの減量を見込み、経費節減率を10%として手数料を修正しました。

規格 区分	10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ
決定した手数料	15円	31円	47円	63円

(4) 手数料の算定方法

次の算定式から求められた値に、袋の容量を乗じて算出しています。

$$1\ell \text{当たりの家庭ごみ処理手数料} = [④ (=① \div ② \times 0.125) - ④ \times ⑥] \times ⑤$$

① 資源ごみを除く家庭系ごみ処理費用（収集運搬費、中間処理費、最終処分費）

過去3年分の平均値を使用している。

② 資源ごみを除く家庭系ごみ処理量

施設への直接搬入を除く過去3年分の平均値を使用している。

③ 1kg当たりの資源ごみを除く家庭系ごみ処理原価

④ 1L当たりの資源ごみを除く家庭系ごみ処理原価

40Lのごみ袋に平均5kgのごみが入っていると仮定している。

⑤ 手数料負担率

50%としている。

⑥ 経費節減率

経済的インセンティブの効果によるごみの減量を見込み、10%としている。

■H20手数料の算定表（H16～H18実績）

年度	処理経費(円)	集積所収集 処理量(kg) (①／②)	処理原価 (円/kg) (①／②) (③×5/40)	1ℓ原価 (円/ℓ) (③×5/40)	負担率	経費節減率	40ℓ袋 原価(円)	30ℓ袋 原価(円)	20ℓ袋 原価(円)	10ℓ袋 原価(円)
							((④ - ④) × ⑥) × ⑤) × 容量			
16	446,555,000	15,154,000	29.5	3.7	50%	10%	66.3	49.7	33.2	16.6
17	425,890,000	15,803,000	26.9	3.4	50%	10%	60.6	45.5	30.3	15.2
18	427,091,000	15,429,000	27.7	3.5	50%	10%	62.3	46.7	31.1	15.6
平均	① 433,178,667	② 15,462,000	③ 28.0	④ 3.5	⑤ 50%	⑥ 10%	63.0	47.3	31.5	15.8

→63円/袋 →47円/袋 →31円/袋 →15円/袋

（参考値）

令和6年度の家庭ごみ処理量等を用いて、上記算定表に基づき手数料額を算出した場合

年度	処理経費(円)	集積所収集 処理量(kg) (①／②)	処理原価 (円/kg) (①／②) (③×5/40)	1ℓ原価 (円/ℓ) (③×5/40)	負担率	経費節減率	40ℓ袋 原価(円)	30ℓ袋 原価(円)	20ℓ袋 原価(円)	10ℓ袋 原価(円)
							((④ - ④) × ⑥) × ⑤) × 容量			
6	456,867,974	12,097,730	37.8	4.7	50%	10%	85.0	63.7	42.5	21.2

→85円/袋 →63円/袋 →42円/袋 →21円/袋

(5) 手数料の減免等の措置の検討

高齢者介護世帯、乳幼児育児世帯、低所得者等への手数料の減免措置等を検討しました。

検討の結果、家庭から出される高齢者や乳幼児用のおむつを無料回収とする一方、手数料化は、ごみ減量の促進や排出量に応じた負担となるべきであることから、低所得者層への無料配布や低価格販売を実施しないこととしています。

有料化の区分	内容	メリット	デメリット
単純従量制	手数料袋やシールが1枚目から有料	減量効果高い	低所得者層に対し負担が大きくなる
超過従量制	年間一定枚数の指定袋・シールを無料配布し、一定枚数超えは有料	市民理解得られやすい	無料配布量や設定価格が甘いと減量効果が見られない
二段階制	年間一定枚数の指定袋・シールを低価格販売し、一定枚数超えは高く価格	市民理解得られやすい	無料配布量や設定価格が甘いと減量効果が見られない

【資料2】SDGs

■ SDGs

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称です。

平成27（2015）年に、地球規模の環境の危機を反映し、国連持続可能な開発サミットにおいて、誰も置き去りにせず、すべての人にとて良い、より持続可能な未来を築くための2030年までの目標のこと、17のゴールと、そこから派生する169のターゲットから構成されています。



【資料3】清掃施設

(1) 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ及び不燃ごみ処理施設から発生する可燃物については、平成27年10月から岩手中部クリーンセンターで焼却しています。

焼却灰は、セメント原料として利用しており、資源化の推進と最終処分量の削減を図っています。

【表資-1】焼却処理施設の概要

施設の名称	岩手中部クリーンセンター
事業主体	岩手中部広域行政組合
所在地	北上市和賀町後藤3地割60番地
竣工年月	平成27年9月
処理方式	ストーカ方式+セメント資源化
処理能力	182t／24h (91t／24h×2炉)

(2) 不燃ごみ処理施設（令和4年5月から休止中）

不燃ごみは、市清掃事業所の不燃ごみ処理施設で破碎処理を行い、金属類の資源物を回収します。

また、資源ごみはストックヤードに保管しリサイクルします。

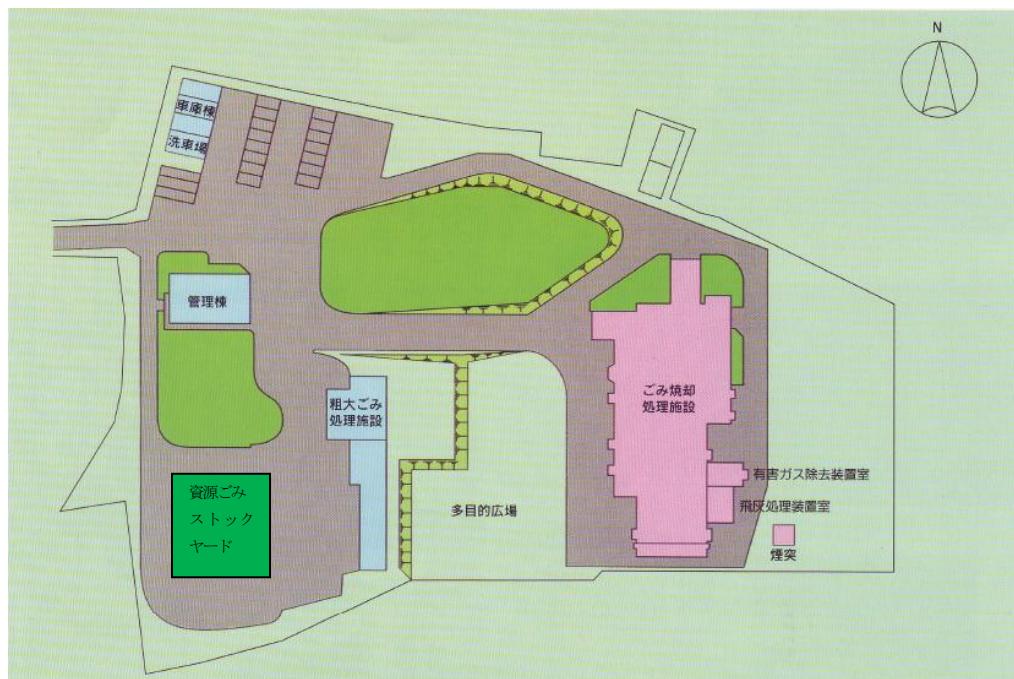
【表資-2】破碎処理施設の概要

施設の名称	北上市清掃事業所 3号棟
事業主体	北上市
所在地	北上市上鬼柳2地割212番地
竣工年月	昭和55年3月
処理方式	圧縮破碎処理（回転式破碎機）
選別施設	磁選機+トロンメル+アルミ選別機
処理能力	30t／5h

適正な運転管理と監視の徹底

碎処理施設の適正な運転管理、維持管理を行い、騒音などについて監視を徹底し、測定結果については、地域住民との協定に基づく公表します。

市清掃事業所全体配置図



焼却施設（平成 27 年 9 月まで）



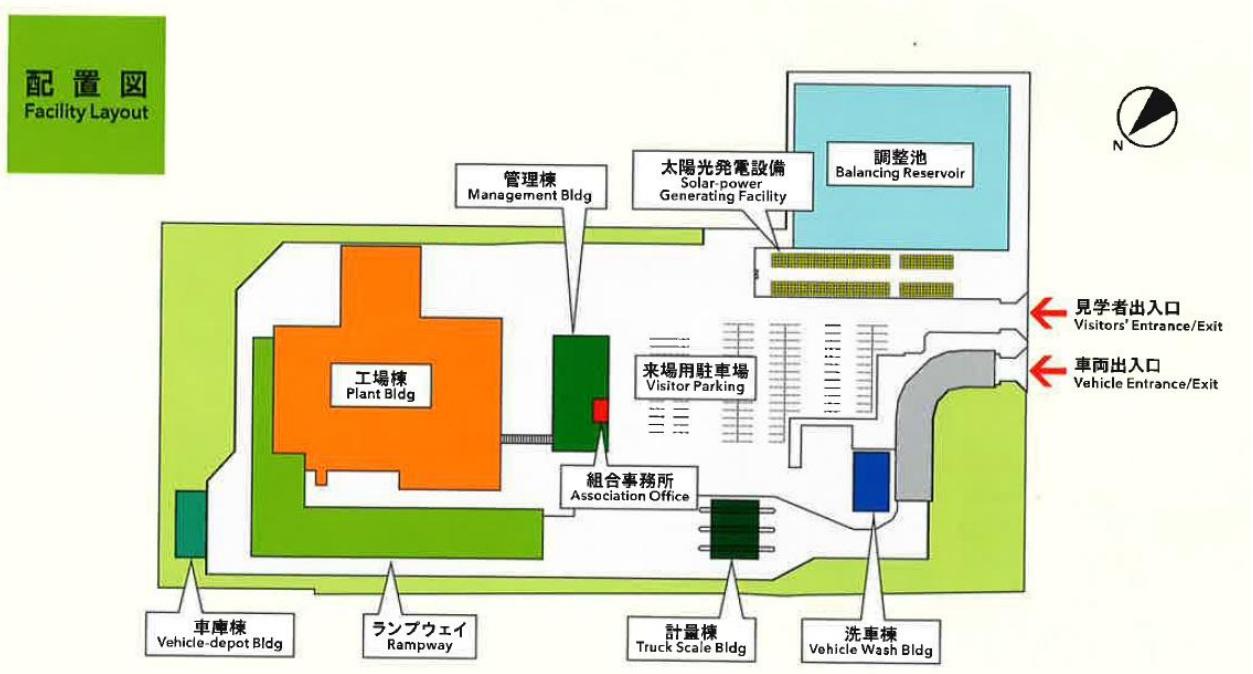
不燃ごみ処理施設



資源ごみストックヤード



岩手中部クリーンセンター全体配置



焼却施設（H 27. 10 から）



再生可能エネルギーの有効利用（太陽光発電設備）



焼却灰水洗装置（S M A S H システム）



雪を利用した夏期空調・保冷設備（雪室）

(3) 最終処分場

岩手中部クリーンセンターから発生する焼却残灰及び市清掃事業所の不燃ごみ処理施設から発生する不燃物について、北上市一般廃棄物最終処分場で埋め立てます。

【表資-3】最終処分場の概要

施設の名称	一般廃棄物最終処分場
事業主体	北上市
所 在 地	北上市臼牛3地割
埋立計画期間	平成9年8月～埋立容量に達するまで
敷地面積	8.1ha
埋立可能面積	14,700m ²
埋立可能容積	127,400m ³

最終処分場平面図

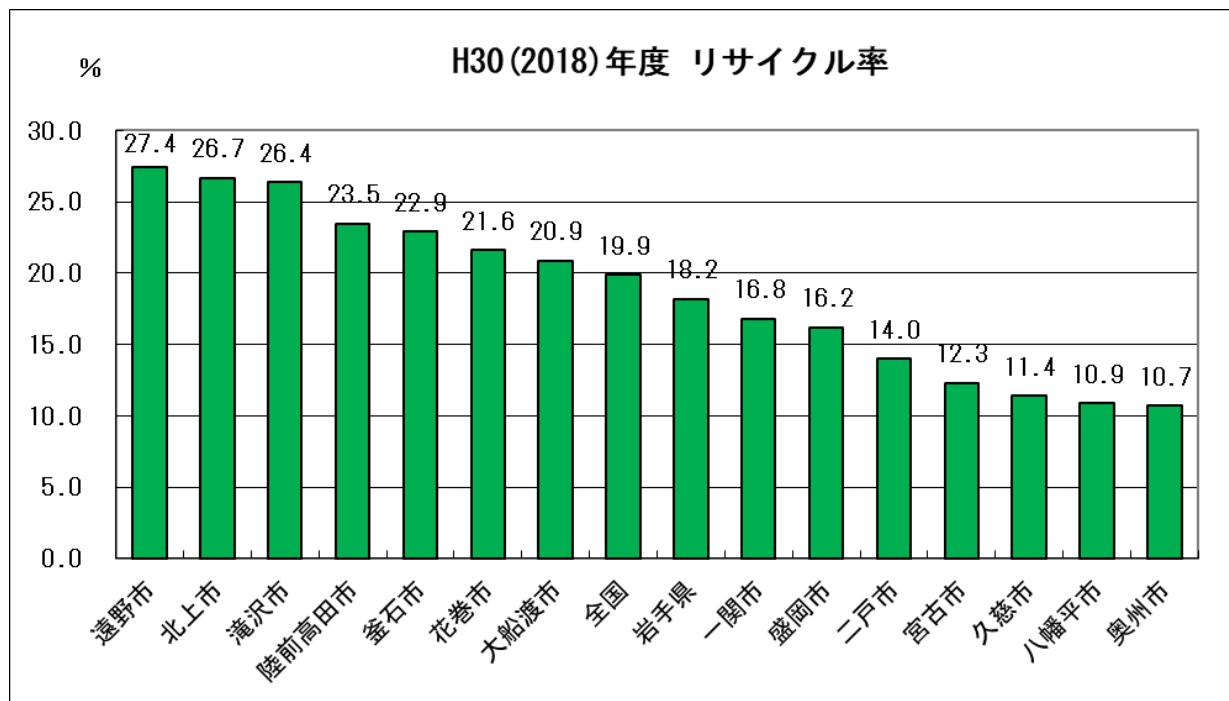


浸出水処理施設

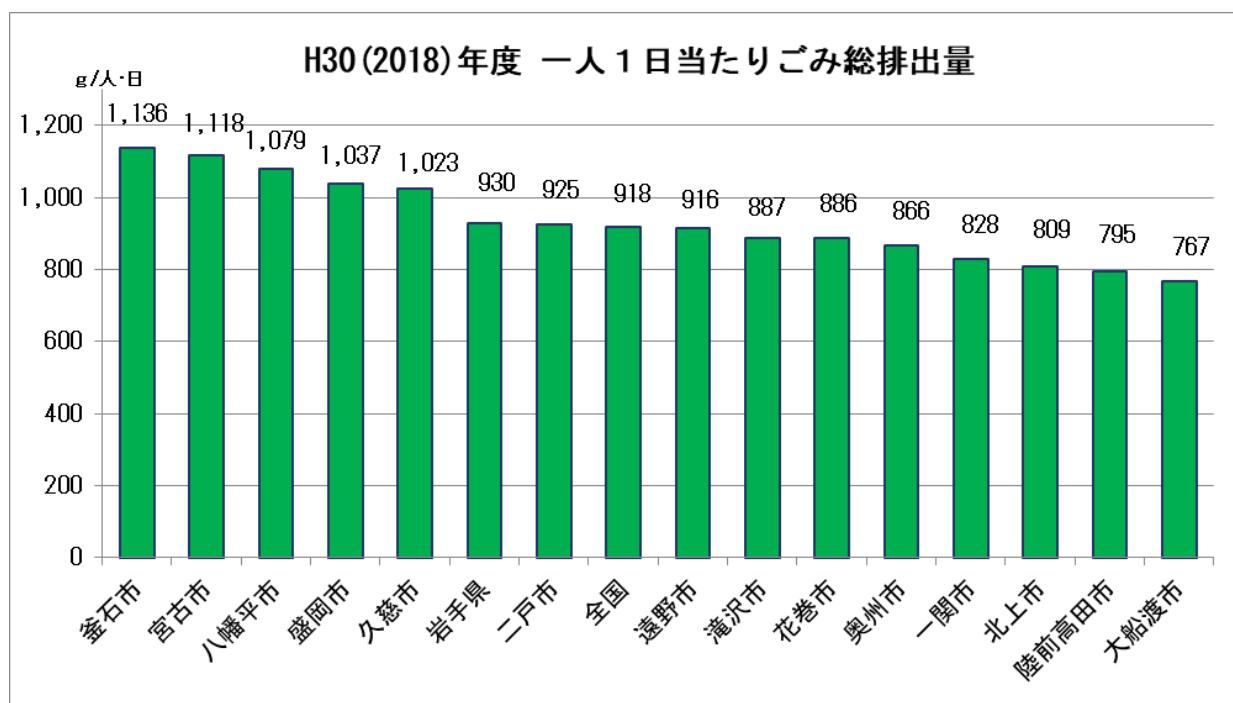


埋立地

**【資料4】県内14市におけるリサイクル率及び一人1日当たりのごみ排出量
(平成30(2018)年度)**



平成30(2018) 一般廃棄物処理事業実態調査の結果



平成30(2018) 一般廃棄物処理事業実態調査の結果

【資料 5】国、県の計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（国）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等を定めるものとして、**令和 6 年 8 月 2 日**に閣議決定されたものである。

■ 5 つの柱

柱	指標	目標年度	目標値
1.循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	資源生産性	2030	60 万円/トン
	一人当たり天然資源消費量	2030	11 トン/人
	再生可能資源および循環資源の投入割合	2030	34%
	入口側の循環利用率	2030	19%
	出口側の循環利用率	2030	44%
	最終処分量	2030	11 百万トン
2.資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	入口側の循環利用率	2030	19%
	出口側の循環利用率	2030	44%
	最終処分量	2030	11 百万トン
	バイオマスプラスチックの導入量	2030	約 200 万トン
	リユース市場規模		-
	認定長期優良住宅のストック数	2030	約 250 万戸
3.多種多様な地域の循環システムの構築と地方創成の実現	地域循環共生圏形成に取り組み地方公共団体数		-
	地域ごとの一般廃棄物の排出量		-
	地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率		-
	地域ごとの一般廃棄物の焼却量		-
	1人1日当たりごみ焼却量	2030	約 580 g
	廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	2027	46%
	長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	2027	100%

4.資源循環・廃棄物管理 基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行	一般廃棄物最終処分場	2030	2020年度の水準維持
	産業廃棄物最終処分場	2030	2020年度の水準維持
	不法投棄・不適正処理量等		-
	産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率	2030	75%
	災害廃棄物処理計画策定率	2030	都道府県 100% 市町村 100%
	災害廃棄物に係る教育・訓練実施率	2030	都道府県 100% 市町村 60%
	災害廃棄物処理計画における水害の想定率	2030	市町村 60%
5.適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	特定有害廃棄物等の輸出入量		-
	E-Scrap の輸出入量		-
	焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額		-

(2) 第三次岩手県循環型社会形成推進計画（岩手県）

岩手県廃棄物処理計画の第5次計画、岩手県ごみ処理広域化計画として策定するとともに、資源循環の推進、ゼロエミッション化を始めとする3Rの取組や、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るなど、循環型社会形成を推進するための岩手県における基本計画として策定されるものである。

■計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで

■基本目標、将来像、取組

基本目標	将来像	取組
地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわて	(1) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環が行われている	<ul style="list-style-type: none"> ・2Rの一層の推進に向けたライフスタイルの転換 ・新たな環境ビジネスの創出支援 ・循環型地域社会を担う人材の育成 ・適正なリサイクル推進体制の確立 ・海岸漂着物の発生抑制と回収・処理
	(2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制が確立している	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の設置の最適化 ・地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築
	(3) 廃棄物の適正処理が徹底されている	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄・不適正処理の撲滅 ・PCB廃棄物の適正な処理 ・放射性物質汚染廃棄物処理の終了に向けた支援の継続

■一般廃棄物の目標

目標項目	平成30(2018)年度	令和7(2025)年度
	実績値	目標値
リサイクル率	18.2%	23.0%
エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量	1,475t	2,200t
県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	506g	465g
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	295g	271g
最終処分量	41.3千t	35.8千t

【資料6】法令及び用語解説

あ 行

■一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。

■一般廃棄物収集運搬業許可

廃棄物処理法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市町村長の許可が必要になっている。北上市で許可している業者は、事業系の一般廃棄物の収集・運搬を行っている。

■一般廃棄物処分業許可

廃棄物処理法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市町村長の許可が必要になっている。北上市で許可している業者は、特別管理一般廃棄物など市で処分できない一般廃棄物の処分を行っている。

か 行

■海洋プラスチックごみ

世界で年間約800万トン発生していると言われる海洋プラスチックごみは、その約80%が陸上で発生し、川から海に流れ込んでいる。プラスチックは、分解されず海にずっと残るだけでなくPCB等の有害物質が付着しやすいと言われ、海の環境と生態系に悪影響である。

■家庭系一般廃棄物

一般家庭から発生する廃棄物をいう。

■家電リサイクル法（平成10年法律第97号）

正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成13年4月から施行になった。

不用になったエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目を有料で小売業者が回収し、メーカーがリサイクルすることを義務づけている。現在は、液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を加え、リサイクル対象品が増えている。

■グリーン購入法（平成12年法律第100号）

正式には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」という。環境物

品等への需要転換を促進するため、国等には調達規定、地方自治体は努力義務、事業者及び国民は選択するよう求め、製品の市場を創出・発展させることを目的としている。

■建設リサイクル法（平成12年法律第104号）

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」という。建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目し、その再資源化を促進するために平成12年5月に公布された。これにより、建築物の解体工事などの受注者による特定建設資材の分別解体や再資源化の義務付け、建築物の解体工事などの発注者による都道府県知事への届出、解体工事業者の都道府県知事への登録など、事業者も様々な対応を求められることになる。

■小型家電リサイクル法（平成24年法律第57号）

正式には、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成25年4月から施行になった。

デジタルカメラやゲーム機、パソコン等使用済みの小型電子機器に含まれている有用な金属の回収・再利用を促進するための法律であり、各市町村が独自に対象品目を定めて回収し、国の認定を受けた専門の事業者が貴金属やレアメタルなどを分離する。

■子ども食堂

子ども達に無料又は定額で食事を提供する、いわゆる「子ども食堂」は全国で取り組まれており、北上市では北上市社会福祉協議会の「地域まるまる食堂」と有志団体の「キッチンすまいる」の2団体が実施している。

■ごみ処理基本計画

廃棄物処理法で策定が義務づけられている、ごみ処理事業を先見性をもって推進するための基本となる一般廃棄物処理計画。（一般廃棄物は、ごみとし尿に分かれているが、本計画ではし尿についての内容を含まないため（ごみ）と表現している。）

■ごみ手数料化

税金とは別に排出者がごみ処理に係る費用を負担する制度のこと。有料化の実施方法としては、①排出量に応じて負担額が増える従量制、②世帯、1人、ごみ1個、又はトラック1台当たりにつき一定額を徴収する定額制、③市町村が定めた量を超えた場合に対し料金を徴収する多量のみ徴収制などがある。徴収方法としては排出者に指定袋やごみ処理券（シール）を購入してもらう方法などがある。

さ 行

■産業廃棄物

廃棄物処理法に定義される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などのものをいう。

■産業資源循環協会

産業廃棄物の適正処理・再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業並びに環境保全に関連する取組みを充実することにより、環境保全及び公衆衛生の向上を図るとともに県民福祉の向上に寄与し、もって産業廃棄物処理業界の経済的・社会的地位の確立及び発展を図る組織である。

平成2年11月に設立され、岩手県産業廃棄物処理業協会が前進である。

■3010運動

飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自席で食事し、食べ残しを減らす取組である。

■事業系一般廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法で定義されている産業廃棄物以外のもの。紙類、木くず、厨芥類等が主である。

■循環型社会

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

■循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

循環型社会の形成を促進する基本的な枠組みとなる法律。廃棄物やリサイクルの対策を総合的に推進するための基盤を確立するものであり、この基本法に従って、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が整備されることになる。個別法のうち、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」は社会全体の枠組みを確立するため的一般法として位置づけられ、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「パソコンリサイクル法」は個別の物品を対象にしている。また「グリーン購入法」は環境に配慮した製品の需要拡大を通してリサイクルの推進を支援する法律である。

これらを総称して「循環型社会関連法」という。

■食品リサイクル法（平成12年法律第116号）

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品関連事業者に、食品の売れ残りや食べ残し、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用等することを目的とした法律。

年間100トンを超える事業者には報告義務がある。

■食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

企業や消費者、地方自治体が協力して食品ロスを減らすことを目的とし2019年10月施行され、国は食品ロス削減の推進に関する基本的な方針を定めること、都道府県・市町村は食品ロス削減の推進に関する計画を定めるよう努めること、事業者や消費者も食品ロスの削減を積極的、自主的に取り組むことなどが規定されている。

■水銀汚染防止法（平成27年法律第42号）

正式には、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」とい、平成27年6月に制定、公布された。

これは、平成25年10月に水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、採択された水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するための法律であり、水銀の採掘、製造、使用等に関する規定や水銀使用製品が一般消費者から適正に排出され、回収されるための国、市町村、水銀使用製品の製造又は輸入事業者のそれぞれの責務について規定がされている。

■水銀使用廃製品

水銀の使用は体温計、血圧計、蛍光灯、電池などに見られた。乾電池の水銀使用は1992年に停止し、水銀電池の生産は1995年に停止している。水俣条約や水銀汚染防止法により、さらに水銀使用製品の製造・輸出・輸入の規制が行われる。

た 行

■特別管理一般廃棄物

爆発性、毒性、感染性、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある一般廃棄物をいい。PCB含有物、廃水銀、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性の物などが該当する。

■特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある産業廃

棄物をいい。PCB含有物、廃水銀、アスベスト、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性の物などが該当する。

は 行

■廃棄物

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、動物の死体その他の汚物又は不要物であり、固形状又は液状のものをいう。

■廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、「清掃法（昭和29年法律第72号）」を全面改正し、昭和45年に制定された。この法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

■PDCAサイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Action（見直し）の頭文字をとったもので、事業活動において生産管理や品質管理などを円滑に進めるためのマネジメント手法の一つ。PDCAサイクルを繰り返すことで業務を継続的に改善する。

■副生成物

焼却処理の過程において局部的な高温で灰が溶融し、金属等の不燃物が付着することにより発生するものであり、クリンカともいう。

■プラスチック製品の一括回収

容器包装リサイクル法で定めるプラスチック製容器包装類と、それ以外のプラスチック製品を合わせ、プラスチック製品を一括回収しリサイクルする制度のことであり、国は、2022年度以降の制度開始を検討している。

■フードバンク

賞味期限内でもまだ食べられるのに印字ミスや箱の破損などで販売できず企業から寄贈された食品、生産者や市民から提供を受けた食料を生活困窮者や児童・障がい者施設などに無償で提供することをいう。

■フードポスト

フードバンクを促進するため、社会福祉協議会や自治体窓口等に設置されるボッ

クスのことをいう。設置により、市民の食品ロス削減の意識向上、食料を寄附できる機会が増えるため取組がしやすくなるなどの効果が期待できる。

■分別収集

家庭から排出されるごみを市が行う処理方法に応じて、市民に可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどに分けてもらい、これを収集すること。

■分別収集計画

容器包装リサイクル法に基づき、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとするときは、分別収集計画を策定する必要がある。同計画は3年ごとに5年を1期として策定され、各年度における容器包装廃棄物排出量の見込み、分別収集する対象物の種類と分別の区分、収集見込み量等が盛り込まれている。

ま 行

■水俣条約

正式には、「水銀に関する水俣条約」といい、水俣病の重要な教訓も踏まえ、世界から水銀による被害をなくしていくため、水銀の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀の掘採（採掘及び試掘）から貿易、使用、排出、放出、廃棄等に至るライフサイクル全体を包括的に規制するものとして平成25年10月に採択された。

や 行

■容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成9年4月から一部施行され平成12年4月に完全施行された。消費者に分別排出、自治体に分別収集、メーカーに再商品化を義務付け、一般ごみの約6割を占める容器包装類のリサイクルを進めている。

■4 R

廃棄物処理の優先順位を示した言葉。ごみの発生量を抑制する「Reduce(リデュース)」、使用済みの製品や部品をそのまま使用する「Reuse(リユース)」、原材料として再生利用する「Recycle(リサイクル)」、ごみになるものをもらわない「Refuse(リフューズ)」を4 Rという。

ら 行

■リターナブルびん

繰り返して使用することを前提としてつくられた「びん」のことで、繰り返しの洗浄に耐えうる強度を持ち、洗浄しやすいデザインになっている。ビールびんや一升びんはリターナブルびんとして比較的多く流通している。

■レジ袋有料化

廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題を受け、プラスチックの過剰な使用を抑制することを目的として、2020年7月1日からプラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者を対象に、レジ袋の有料化が義務付けられた。

ただし、プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの、海洋分解性プラスチックの配合率が100%のもの、ナイオマス素材の配合率が25%以上のもの、持ちがないものなどは有料化の対象とならない。



北上市ごみ処理基本計画
一人ひとりの行動が持続可能な未来をつくる
令和3（2021）年3月発行

生活環境部環境政策課

〒024-8502 北上市上江釣子 17 地割 201 番地 2

TEL 0197-72-8284（直通） FAX 0197-77-3591

ホームページ <http://www.city.kitakami.iwate.jp/>

e-mail kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp

この冊子は再生紙を使用しています。